

海岸利用の支援を担う行政関係者の方々へ

海岸利用の活性化に向けたナレッジ集

Ver2.1

令和6年10月

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

はじめに

このナレッジ集は、地域の貴重な資源である海岸の利活用の機運を更に高めていくことを目的に、海岸管理者や海岸を有する地方公共団体の職員が、民間事業者等をはじめとする海岸利用者へ支援を行う際のヒントをとりまとめたものです。

海岸の利活用が進むことにより、地域の自然や産業等に触れる機会が増え、コミュニティでの活動が活発化することで周辺地域にも視野が広がり、地域の持続的な発展と、その恵みを享受し続けること、すなわち地域のウェルビーイング（幸福、健康）の向上につながります。

また、海岸は、地域に自然の恵みや潤いをもたらすだけでなく、時には災いをもたらす存在でもあります。このため、日常から海岸が持つ多様性を活かした利用が進むことで、各活動主体の興味関心事項と水防災とを関連付け、自ずと水防災にも関心が広がっていくことにより、地域を安全にすることにもつながります。

このナレッジ集が、海岸利用者、地元自治体及び海岸管理者等と協力・連携した海岸利用促進の一助となり、海岸とまちが融合した良好で賑わいのある水辺空間の創出、さらには地域の防災力の向上にも寄与することを願います。

（本ナレッジ集の利用者）

海岸を利活用する民間事業者等の支援を担う「海岸管理者」及び「海岸を有する自治体職員」を対象としています。

目 次

はじめに

1. 海岸利用について	1
1.1 海岸利用における地域関係者の関わり方	1
1.2 海岸利用者の悩み事や困り事	4
1.3 本ナレッジ集の使い方	5
2. 海岸利用者への支援のヒント	7
2.1 企画発案の段階	7
2.1.1 地域の関心を高める	8
2.1.2 仲間や協力者を探す	18
2.1.3 アイデアを膨らませる	20
2.1.4 資金を確保する	23
2.1.5 行政と連携する.....	25
2.2 計画・実践の段階	27
2.2.1 実施計画を立てる.....	28
2.2.2 地元関係者と調整する	29
2.2.3 海岸利用の許可を取得する.....	31
2.2.4 広報する	36
2.3 振り返りの段階.....	38
2.3.1 担い手を育成する	39
3. 海岸利用の仕組みと手続き	41
3.1 海岸利用にあたって知っておきたい法律(海岸法)	41
3.1.1 海岸法の適用範囲	41
3.1.2 海岸管理者	42
3.1.3 海岸の占用及び制限行為に関する規定	43
3.2 海岸利用に必要な手続きの概要	46
3.2.1 海岸占用許可申請等の流れ	46
3.2.2 一時使用届の流れ	47
3.3 海岸協力団体制度	48
4. その他	51

1. 海岸利用について

はじめに、海岸の利活用促進に向けた支援を行う際の背景情報として、海岸利用における多様な関係者の関わり方、海岸利用に際しての民間事業者等の悩み事や困り事、また本ナレッジ集の使い方について紹介します。

1.1 海岸利用における地域関係者の関わり方

海岸利用の許可手続きを考えた場合、以下の図にあるような、利用主体となる「海岸利用者」とそれを許可する「海岸管理者」の二者の関係が真っ先に思い浮かびます。この関係による海岸利用は、海岸管理者の定める手続きに従い、海岸利用者である民間事業者等が海岸利用の許可を取得して利用するタイプです。（パターン①）

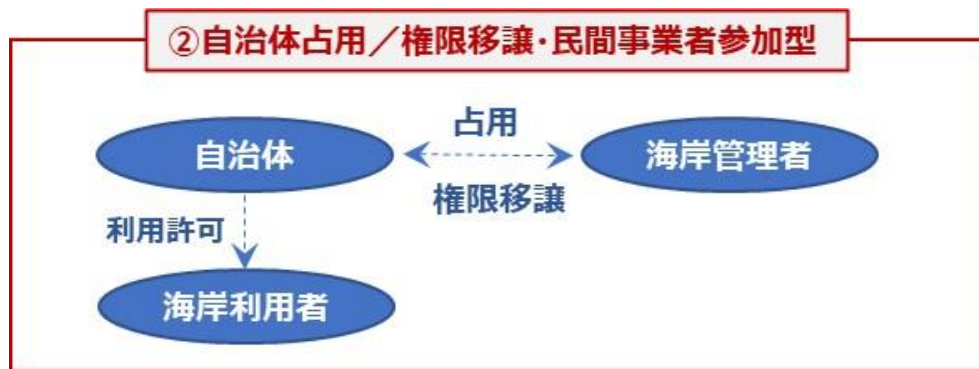
例えば毎年恒例行事など、過去に手続きを経験済みで、その際の手順や内容に準じて手続きを行えば申請が許可されるような場合などがあります。



パターン① 民間事業者が単独で利用許可を取得するケース

しかし、全国の海岸利用の活用事例には、この二者単独の関係性以外にも、地元の「自治体」、また海岸を利用する主体を様々な形で応援する「協力者」が存在し、次章で示す海岸利用の企画づくりや占用許可の取得に際して、連携・協働しているケースが多くあります。

例えば、海岸の占用または海岸管理者からの権限移譲により、地元自治体が日常管理する空間内を民間が利活用するタイプなどでは、以下の図のような海岸利用者の関わり方もあります。（パターン②）



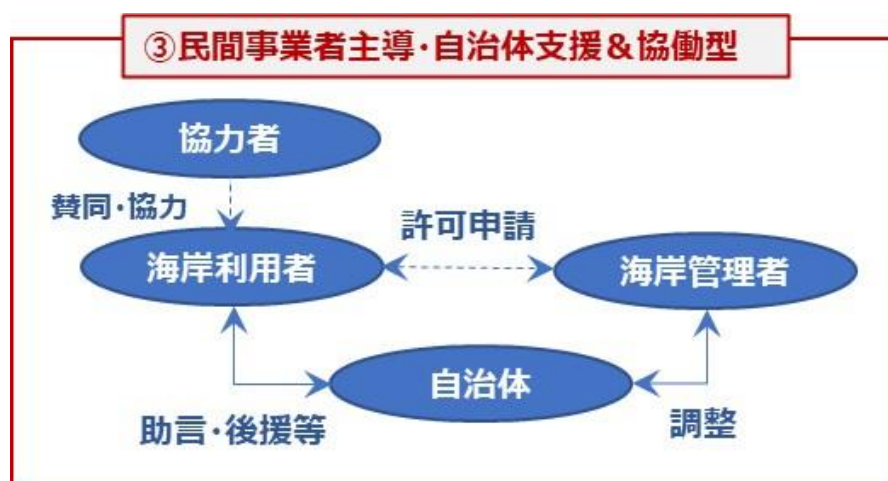
パターン② 自治体が占用、または自治体に権限を移譲し民間事業者が利用するケース

海岸を利用する民間事業者等にとっては、海岸管理者との直接の調整事項は発生せず、自治体との調整のみで海岸を利活用できるなどのメリットがあります。

このパターンでは、以降で紹介するパターン③やパターン④よりは行政主導の傾向があり、民間事業者の主体性が低い場合もあります。しかし、地元自治体が窓口となることで、海岸利用者にとっては複雑な手続きが省かれることから、海岸の利活用促進に向けて有効な関わり方の一つと言えます。

そして、全国の海岸利用において比較的多く見られる関わり方として以下のパターン③があります。このパターンは、民間事業者が主体的に活動し、地元自治体が思いや企画に賛同して一緒に協働する（共催等）、またはその活動を後方支援する（後援、支援等）タイプです。

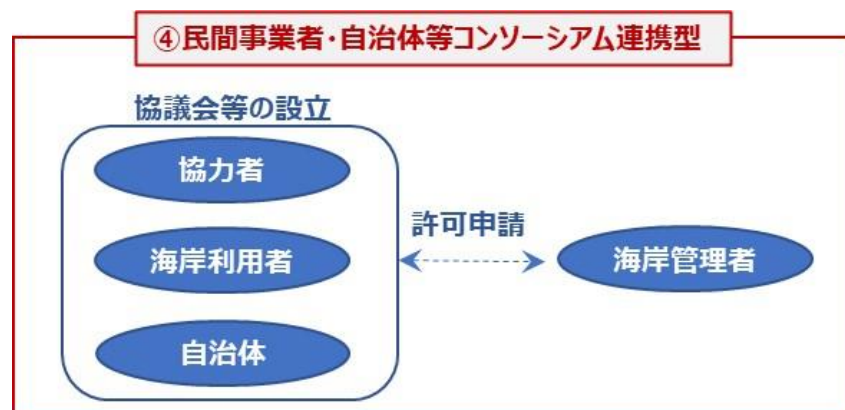
海岸利用の企画段階や海岸管理者の許可取得に際して、地元自治体が支援役や仲介役として重要な役割を果たしています。



パターン③ 民間事業者等を自治体や協力者が支援して海岸を利用するケース

最後に、複数の民間事業者が主体的に活動し、更に地元自治体、複数の関係機関等（地元商店街、地元有識者、学識者等）が連携して「協議会」や「実行委員会」等を設置し、地域の共同組織体として活動するタイプとしてパターン④があります。

このパターンでは、地域の合意形成に向けた調整事数は増えますが、地域一体となった取組となることで地域振興等の公益性が高まり、その結果として海岸管理者の許可を得やすくなるなどのメリットがあります。



パターン④ 実行委員会や協議会等のコンソーシアムとして海岸を利用するケース

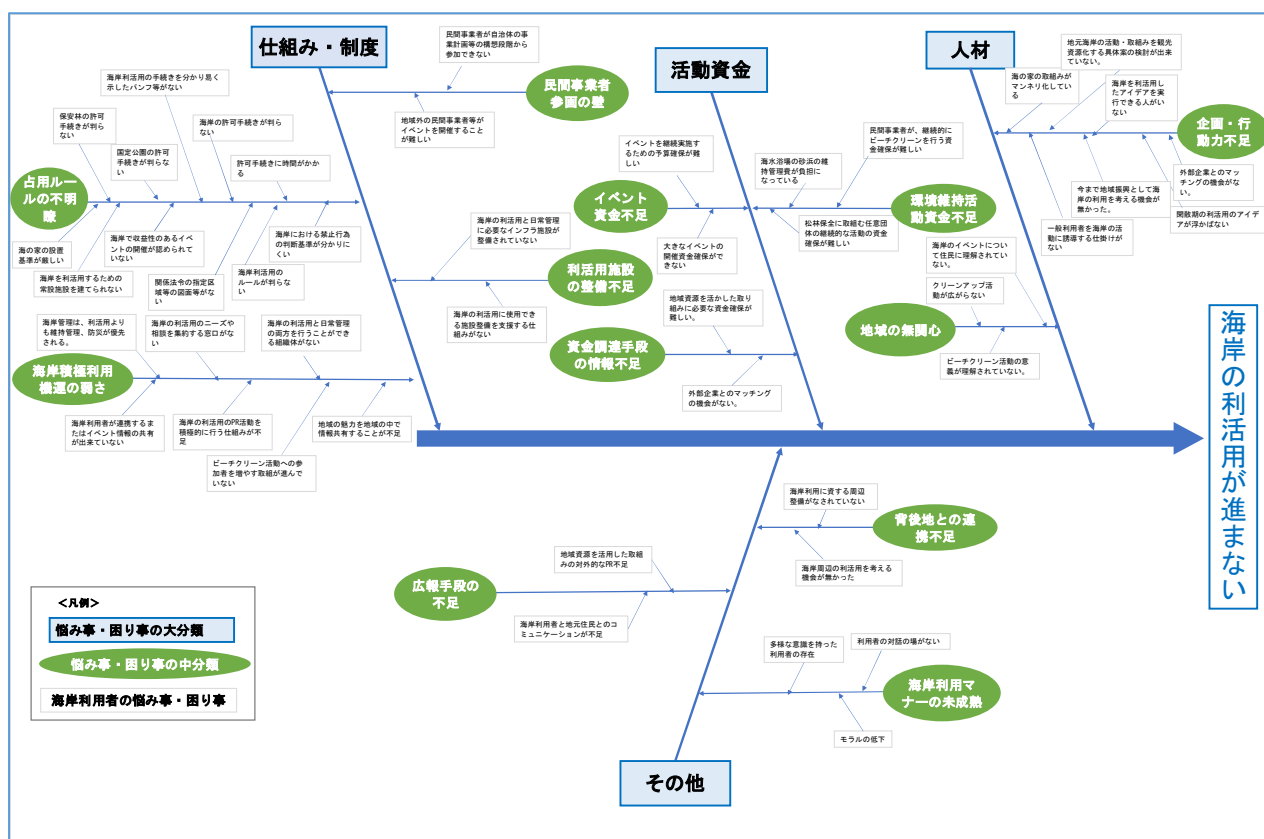
いずれのパターンで海岸利用に臨むかは、利活用の内容（メニュー）や地域の事情により異なりますが、こうした地域関係者の連携関係の構図を背景として理解しておくことが大切です。

1.2 海岸利用者の悩み事や困り事

民間事業者等が海岸利用に際して直面する課題に対し、その解決策を海岸管理者や自治体職員が助言し、これら課題を克服または低減することができれば、海岸の利活用は進んでいきます。全国の海岸利用が盛んな海岸を対象に、海岸利用に際しての悩み事や困り事の有無を調査した結果、主に次のような課題が明らかとなりました。

海岸利用者がこうした悩みや困り事を抱えていることを念頭に、以降で紹介する段階ごとの助言や支援を行うことが効果的です。

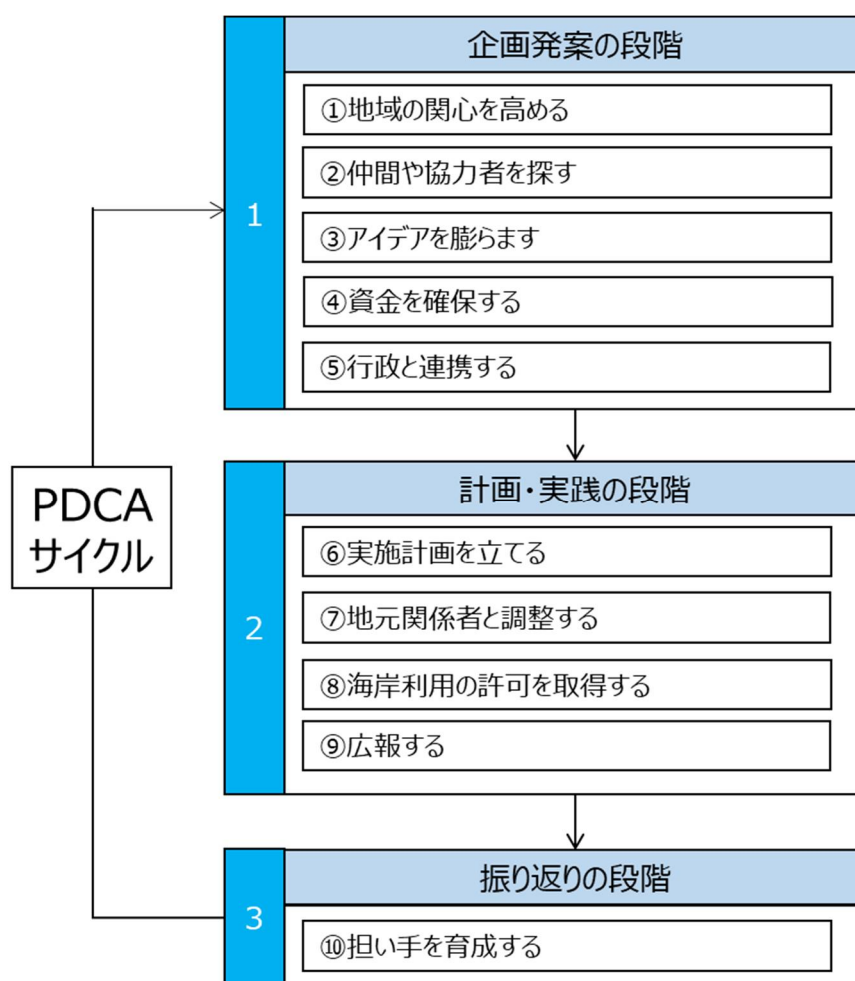
- ① 人材面： 地域の海岸に対する関心が薄い、利活用の企画・行動力が不足している P8～P20
- ② 活動資金面： イベントや環境維持活動の財源不足、資金調達方法が分からない P21～P22
- ③ 仕組み・制度面： 占用ルールが分からない、民間事業者が海岸利用に参画しにくい P29～P33
海岸積極利用の機運が乏しい、利活用の施設整備が不十分 P39～P48
- ④ その他： 広報手段の不足、背後地との連携不足、海岸利用マナーが未成熟 P34～P35



海岸利用者の利用に際しての悩み事・困り事特性要因図

1.3 本ナレッジ集の使い方

民間事業者等による海岸利用の流れとしては、海岸を利用しようと企画発案する段階（①企画発案）、その企画の実現に向けて計画し実行する段階（②計画・実践）、さらには実施後に今後の更なる利活用の発展に向けて結果を振り返る段階（③振り返り）の3段階があります。



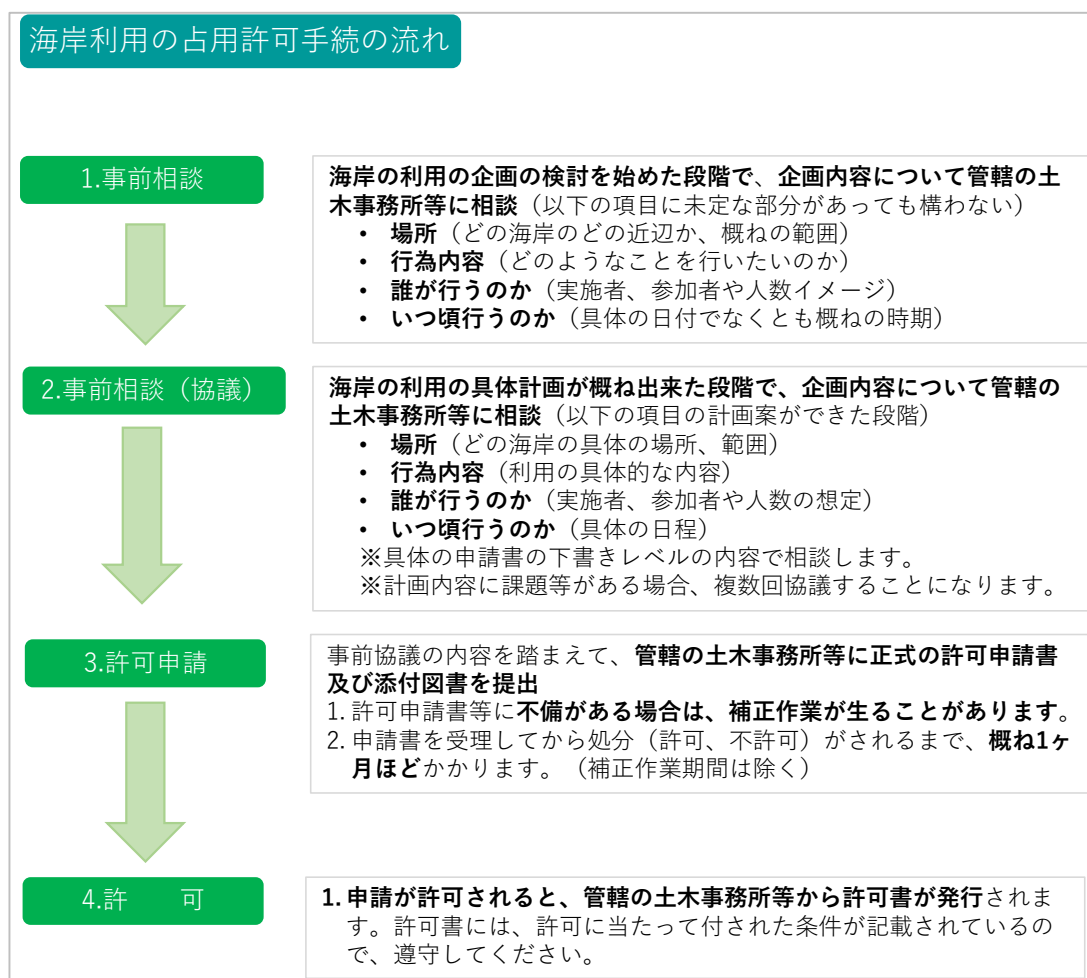
民間事業者等による海岸利用の流れ（3段階）

本ナレッジ集「2.海岸利用者への支援のヒント」では、各段階における支援内容を示すとともに、いくつかの参考事例を紹介しています。

海岸管理者や地元自治体職員は、この海岸利用のプロセス全体を通して、活動の継続性・発展性の向上等を勘案しながら、相談に訪れた民間事業者等がどの段階の相談なのかを把握した上で、次章のヒントを参考に、支援を行うことが望まれます。

また、「1.海岸利用者の悩み事や困り事」において紹介した通り、海岸利用者が海岸にてイベント等を開催する場合に、できること・できないことのルール、誰に問い合わせるのか、どのような手続きが必要なのか等について十分に周知されていないため、海岸の活発な利活用における一つの障壁となっている現状があります。

そこで、「3.海岸利用の仕組みと手続き」では、この障壁を少しでも低減できるよう、海岸利用に際して知っておくと便利な知識として、海岸法に基づく手続きや、利活用に際し役立つ制度等について紹介しています。



海岸利用に関わる手続きの一般的流れ（詳細は3.2.1 参照）

海岸利用者から海岸利用の相談や必要となる手続き等に関わる問合せがあった場合には、この3章で示した内容を海岸利用者に分かりやすく説明することで、海岸利用に向けた次の新たな一歩に進むことができます。海岸利用者への支援の際に参考にして下さい。

2. 海岸利用者への支援のヒント

2.1 企画発案の段階

企画発案の段階は、海岸利用の取組みを企画し、計画・実践の段階に向けて構想を練る段階です。

企画発案の段階では、海岸利用の取組みの柱となる主な項目として「地域の関心を高める」、「仲間を探す」、「アイデアを膨らます」、「資金を確保する」、「行政と連携する」が考えられ、これらの項目についてヒントを示します。

企画発案の段階は、「知らなかった海岸の魅力の再発見」、「新しい仲間・協力者との出会い」、「自由な夢やアイデアの発想」など、海岸利用に取り組む中で特に楽しい段階であり、海岸利用のテーマや方向性が決まる非常に重要な段階でもあります。



地方の海水浴場



都市近郊の海浜公園

2.1.1 地域の関心を高める

海岸は地域の魅力を高める貴重な資源ですが、地元の人たちには当たり前の存在であり、必ずしもその魅力に地元の関係者が気づいていない、もしくは上手に利活用できていない場合が少なくありません。

海岸の利活用を盛り上げていく上では、地域にとっての海岸の魅力を再発見し、それらを地域で日頃から共有し、海岸に対する地域住民の意識・関心を高めていくことが大切です。

海岸の魅力を発見し伝えていく

海岸の魅力は地域によって様々ですが、地元で暮らすからこそ気づく魅力、また地元の外から訪れることで発見できる魅力があります。多様な人の交流を通じて地域の宝としての海岸の魅力を再発見し、その魅力を地元内外に丁寧に発信・共有していくことが、海岸の利活用を考えていく上で重要になります。海岸の魅力を改めて考える際には、次ページで紹介する海岸利用メニューも参考になります。地域の海岸の特性を活かして、砂浜と背後地を一体的に活用することが有効です。

海岸利用者の声

海岸を利用する場合には、地元の方々の協力や支援が必要不可欠です。

実際に活動している人たちからは次のような声があり、こうした状況を変えていくことが、海岸利用の活性化につながります。

- 地域の人たちが海岸の魅力を実感していない、関心が無い。
- イベントを実施しても地域の人たちの参加が少ない。

魅力に磨きをかけていく

海岸が持つ魅力にひと工夫加えることで、海岸の賑わいを生み出し、地域の活性化につながっている例も少なくありません。地域の海岸の魅力を知り、更に磨きをかけていくことも大切です。



パームビーチにおける海辺の賑わい創出の取組（福岡県福岡市）

砂浜を有する海岸利用メニュー

		①浅瀬利用	②砂浜利用	③背後地利用
利用形態のヒント	アクティビティ	【遊び】 海水浴、磯観察、地引網体験、海上滑り台、アスレチック 【スポーツ】 サーフィン、カヤック、SUP、シュノーケリング、ボディボード、その他スポーツ大会（トライアスロン、オープンウォータースイミング etc.） 【観光】 海中展望台、グラスボトムボート、水上移動式球体型ホテル、海中鳥居	【遊び】 バーベキュー、キャンプ・グランピング、ラクダ遊覧、ビーチドライブ、潮干狩り、サンドアート、夕日コンサート、音楽フェス、花火大会、盆踊り、キャンドルイベント、ライトアップ、イルミネーション 【スポーツ】 ビーチスポーツ（バレー・テニス・サッカー・ラグビーetc.）、サイクリング、乗馬、 【環境保全・環境教育】 清掃（クリーンアップ）、海浜植物植栽、生き物観察会、浸食対策活動、パトロール 【学び・健康・癒し】 天体観測、ビーチヨガ、エステ・マッサージ、移設型温泉、ビーチカフェ、ユニバーサルビーチ、砂浜美術館、砂浜図書館、ビーチ結婚式	【遊び】 海の家、水族館、屋外劇場、公園ビーチ体整備 【観光】 民宿、レストラン・カフェ、リゾートホテル、道の駅・海の駅、商業施設、展望台、街巡りツアー、神社・仏閣PR、地域活動拠点整備 【健康・癒し・その他】 温泉、ワーケーション、屋外結婚式場
	考慮条件	カヤックやSUPなどのマリンスポーツは風速5m/s以下で多く実施されており、スポーツにより気象条件が影響する。	概ね1/20（0.05）程度の勾配以下であればビーチスポーツ等のアクティビティは可能。	背後地の観光資源や歴史・文化的な地域資源と結びつけることで、海岸利用のポテンシャルを更に高めることができる。
地域活性化のヒント	人材	【担い手】 海岸協力団体、NPO、環境ボランティア、観光協会・商工会議所、民間事業者、サーファー 【コラボレーション】 NPO×自治体、事業者と小学校 etc.		
	資金	【利用者負担】 海岸占用料徴収、駐車場収入（清掃協力金、環境保全協力金等有）、イベント収入、店舗運営事業収入 etc. 【その他】 ネーミングライツ、海岸ブランド化による観光振興、リゾート開発 etc.		
	背後地連携等	【連携対象】 道の駅、祭り・神社・仏閣・景勝地等の歴史・文化資源、内陸の観光拠点、メディア（ロケ）、大規模宿泊施設（スポーツ合宿や学校宿泊行事）、駐車場等のオープンスペース		
	津波防災施設平時活用	—	【津波避難タワー】 ウォーキング教室、文化・スポーツイベント、展望台 【津波避難ビル】 カフェ、防災教育拠点（防災講座、資料館、避難情報発信）、コンサート etc.	

参考事例：魅力発信の取組

浦富海岸は、鳥取県岩美町（人口 1.1 万人）に位置し、アクセスは優れているとは言えない（近隣の政令指定都市である岡山市から 142km、最寄り駅の岩美駅から 2.1km、駐車場あり）ものの、年間 3.8 万人もが利用しています。

「山陰海岸ジオパーク」では浦富海岸の地質学的に重要な地層・地形を楽しめる散策コースマップを公表しています。



浦富海岸散策コースマップ

（出典）山陰海岸ジオパーク http://sanin-geo.jp/images/1803uradome_e.pdf

浦富海岸周辺には、民宿やキャンプ場、「山陰海岸ジオパーク」、「荒砂神社」などが立地しており、「渚交流館」ではマリンスポーツの体験や季節のイベントを実施しているなど、歴史・文化及び施設アクティビティの魅力も高く、また、断崖絶壁と洞門洞窟のある島々が続く景勝地としても楽しむことができます。



浦富海岸の周辺状況

JR 西日本が平成 29 年 6 月から運転を開始したクルーズトレイン「トワイライトエクスプレス瑞風」では、「世界ジオパーク認定の浦富海岸の眺望と地引網の実演」を対象として、鳥取県岩美町の東浜駅が立ち寄り観光駅になりました。

また、浦富海岸は、水泳のアニメ『Free!』の舞台となっており、原作ファンが聖地巡礼と銘打って浦富海岸を訪れている。若者向けのサブカルチャーを起爆剤に観光地化した地域は各地に点在しており、広報効果は非常に大きくなっています。

参考事例：海岸の利活用を語り合う会

■ 名称（テーマ）：砂浜をもっと使いたい！～海岸の利活用を語り合う会 in 日向市～

■ 開催趣旨：

砂浜が貴重な地域資源である宮崎県日向市。地域をさらに元気にするために、新たなイベントやビジネスを通じてこの砂浜をもっと使い倒す方法はないか？

日向市で海岸を活用したビジネスを展開する民間事業者、それを応援する市役所、さらには砂浜利活用に既に取り組んでいる他地域の民間事業者等を交えて、地域活性化のための新たな砂浜の利活用の可能性を探った。

■ 当日のプログラム

司会進行（リバーフロント研究所）

時刻	時間	内容	登壇者
13:00		開会	（公財）リバーフロント研究所
13:10	30分	日向市の方々からの話題提供 ・事業者の方々からみた日向市の魅力や課題、海岸の利活用への思い ・行政からみた日向市の魅力や課題、海岸の利活用への思い	事業者の方々（おひとり3分程度） 日向市役所観光交流課
13:40	10分	話題提供「水辺を活かした賑わい創出の取組事例」	（公財）リバーフロント研究所
13:50	10分	話題提供「海岸の賑わい創出に向けて」	国土交通省水管理・国土保全局海岸室 室長
14:00	45分	講演「地域と共に…」	株式会社グラノ24K 代表取締役
14:45	15分	質疑応答	
15:00	10分	休憩	
15:10	40分	ワークショップ テーマ：「金ヶ浜、お倉ヶ浜を活かして、あなたなら何をする？」 ・試行的取組のアイデア出し ・アイデアを分類 ・なぜ今まで実現できなかったのか？（どのような条件が整えば、そのアイデアを実現できそうか） ・「すぐにできること」から「じっくり取り組みたいこと」を並べ替え	
15:50	5分	総括	（公財）リバーフロント研究所
16:00		閉会	

（敬称略）



ワークショップの開催状況

参考事例：海岸背後地と一体で砂浜の魅力をPR

「日本の水浴場 55 選」に選ばれた増穂浦海岸は、マリンスポーツや海水浴が楽しめる海岸として地域に親しまれています。砂浜の背後地には、ケビン（山小屋風の一戸建ての宿泊施設）や高床式テント、オートサイトなどの施設が充実し、ハワイ・ワイキキビーチと肩を並べるほどの水質をはじめ、サンドバギーやセグウェイ体験、36 種類の貝殻集めなどユニークな砂浜でのプログラムを提供しながら、砂浜の背後地と一体で海岸の魅力を発信しています。

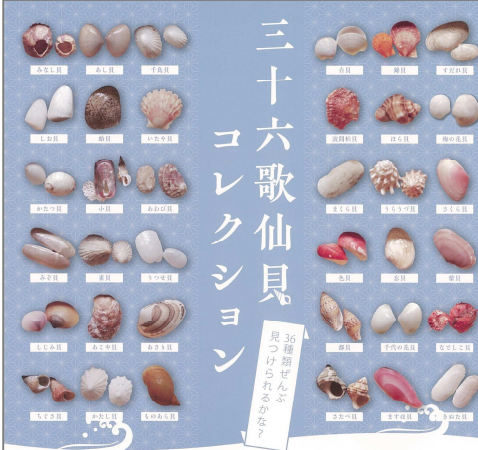
エキサイティングな里浜体験、
あなたはどっち派？



北陸
初登場

8 サンドバギー
オフロード・セグウェイ 体験

三十六歌仙貝
コレクション



見つけられるかな？

「三十六歌仙貝」を拾いに能登半島・増穂浦に来ませんか？

能登リゾートエリア増穂浦

～金沢市内から車で約90分。美しい砂浜が広がる増穂浦海岸でリゾート気分を満喫！

ケビン ～家族やグループ向け

ログハウスタイプのケビンは、4人用、5人用の小型・中型から20人用の大型まで3タイプの大きさがあります。バス・トイレ、寝具はもちろん、TV、冷蔵庫、冷暖房やガス台、冷蔵庫、炊飯器など簡単な調理具までが完備されていて、手軽にアウトドアを楽しみたいビギナーにも安心です。



温泉（徒歩約15分）
西海温泉

高床式テント／フリーテントサイト

高床式サイトはウッドデッキ上にテントを設置するため、雨が降ってもテント内に水が入り込まず安心です。海側で車を目の前に駐車できるAタイプと車を近くの駐車場に停めて利用するBタイプの2種類あります。



フリーテントは区内自由にテント設置位置を決められるのが魅力。車の横付けはできません。高床式テント、フリーテントいずれもエリア内の炊事舎やトイレ、コインシャワーなどもご利用いただけます。

オートキャンプ／キャンピングカー専用サイト

区画ごとに水道蛇口とAC電源がついており、炊飯器を持ってくればご飯を炊くこともできます。共同サニタリーには炊事場、トイレ、コインシャワー、ランドリーなどオートキャンプを快適にする設備も整っています。キャンピングカー専用サイトは舗装されていて、大型キャンピングカーの牽引も楽々です。



お問い合わせ・ご予約

〒925-0454 石川県羽咋郡志賀町相神イの3番地1

TEL(0767)42-2125 (9時～17時)

<https://shika-guide.jp/stay/348/>（しちまち観光ガイド）



（出典）一般社団法人志賀町観光協会「石川県志賀町観光ポータルサイト」 <https://shika-guide.jp/>

参考事例：海岸の魅力を活かしたワーケーション

生活様式や働き方も大きく変わる中、海岸を有する多くの自治体において、「ワーケーション」という新たな働き方が注目されるようになり、盛んに誘致が行われています。

和歌山県は、美しい海岸線をはじめとする地域の貴重な資源を活かしたワーケーションを推進し、全国からワーケーションを受け入れるための環境整備に加え、ホームページの開設、パンフレットの作成などワーケーションの情報発信にも力を入れています。

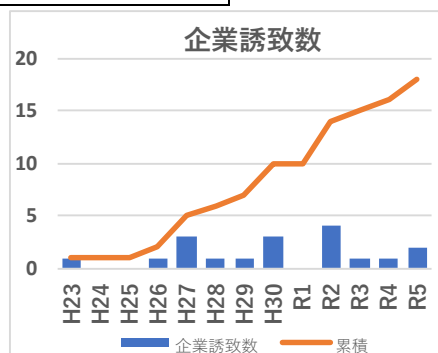


(出典) 和歌山県「わかやま Workation Guide」<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/d00203929.html>

白浜町の取組（企業ニーズに合わせたマッチングによるワーケーションの推進）

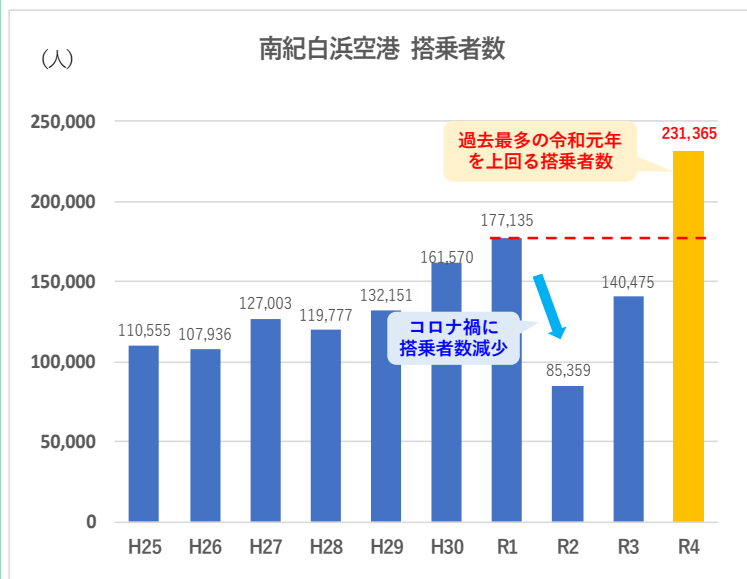
和歌山県南部の白浜町では、ビーチリゾートを活かした企業誘致を古くから展開し、ワーケーションに力を入れており、企業数が増えています（右図参照）。

具体的には、企業が地域資源と関係性を築けるように、地域との交流やビジネスチャンスを見出すための視察型のワーケーションを企画する等により、企業のニーズとマッチングしたワーケーションを推進しています。



(出典) アフターコロナ時代の New Work×Life Style
～和歌山県からの提案～ 2023 年版

白浜のビーチの活用事例



(出典) 和歌山県 南紀白浜空港 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082400/shirap/index.html>

(出典) 出典：第26回海岸シンポジウム特別講演資料

参考事例：夕日をキーワードに地域と連携したイベント開催で海岸の魅力を生み出す（新潟海岸）

新潟海岸有明浜工区は、新潟県新潟市西区に位置し、海水浴シーズンには約 15 万人もの多くの利用者が訪れ、海水浴やマリンスポーツなどが楽しめる海岸として、地域の憩いの場となっています。

「日本海夕日キャンペーン」は一市民である実行委員と行政、企業、団体、個人ボランティアが連携し、新潟市の原風景である海辺の空間と沈む夕日。「日本海と夕日」をキーワードに、人が輝く、街が輝く新潟市の魅力づくりに取り組んでいます。

その一方で海岸からの飛砂が地域の課題となっており、平成 22 年度から「真砂小学校区コミュニティ協議会」（海岸協力団体:平成 28 年指定）が「にいがたなぎさの植物そだて隊」を組織し、海岸管理者や海岸背後にある国道 402 号の道路管理者（新潟市）と協働で飛砂対策となる海浜植物（ハマニンニク・ハマヒルガオ等）の植栽を行っています。

この他にも海岸清掃などの環境保全活動をと
おして砂浜の背後地と一体で海岸の魅力を発信し、地域の活性化につなげています。



海水浴 ～人々が集う憩いの場～



日本海夕日コンサート ～日本海夕日キャンペーン～



「海の日」の海岸清掃活動



ランドアート ～日本海夕日キャンペーン～



海浜植物植栽の植栽活動
～にいがたなぎさの植物そだて隊～

（出典）日本海夕日キャンペーン実行委員会 <https://yuuhi.net/>

参考事例：地域と連携して海岸の通年利用を目指した取組み（皆生海岸）

皆生海岸では、隣接する皆生温泉エリアのまちづくりの一環で、海岸の通年利用を目指した取組みを進めています。米子市観光協会、皆生温泉旅館組合および民間事業者等が夏の海水浴シーズンだけでなく、海浜施設「皆生海岸海遊ビーチ」を拠点とし、通年で皆生海岸に来街者を引き込む活動を企画・実行しています。

春には「カイケジャンボリー」を開催し、空の水族館、ビーチスポーツ体験、地元食材やグルメ等の販売、渚 BBQ パークなど様々な催しを開催しています。秋にはスポーツと食で秋の夜ビーチを楽しむイベント「夜あそ Beach」を実施しています。また、足湯が1年をとおした地域の憩いの場となっています。

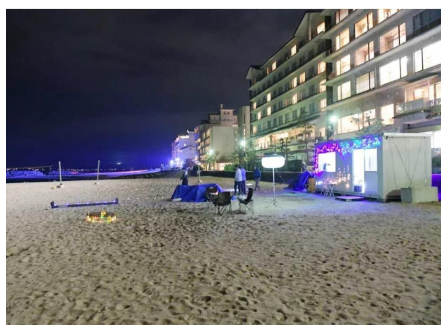


「空の水族館」

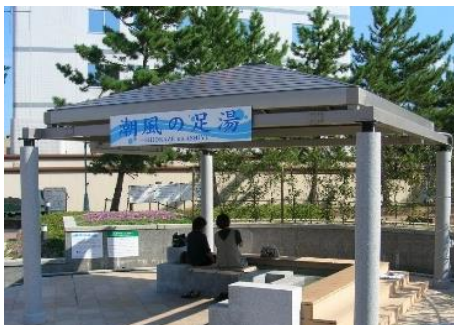


地元食材及びグルメ等を販売する
「BEACH RESORT KAIKE」

「カイケジャンボリー」の開催（春）



「夜あそ BEACH」の開催（秋）



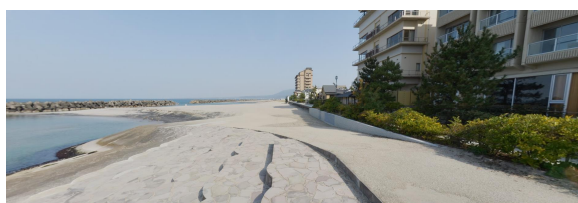
皆生海浜公園内にある足湯（通年）



海岸と温泉との観光連携

（出典）皆生温泉旅館組合より提供

また、旅館関係者・金融機関・デザイナー・行政で構成する皆生温泉エリア経営実行委員会は、居心地の良い滞留空間整備や関係人口拡大プロジェクト『KAIKE.lab』を通じて、海岸の景観形成・来街機会創出に取り組んでいます。



景観に配慮した海岸護岸



情緒あふれる海岸に面した遊歩道

（出典）日本海新聞 Net Nihonkai（2023/4/23）

参考事例：海岸のブランドを活かした取組み（千里浜なぎさドライブウェイ）

■ 全国唯一の砂浜ドライブをブランドに継続的に国内外に広報

「千里浜なぎさドライブウェイ」は、自動車で行ける海岸として全国に知られ、現在では年間約 85 万人が訪れています。羽咋市が中心となり、海岸のきめ細かい特徴的な砂質等の千里浜ブランドを磨き続け、年間を通して国内外に積極的に PR したことで、現在では民間企業や地域団体がイベント開催及びさらなる魅力発信等の地域の賑わい創出を行っています。

■ 海岸の魅力を活かした取組み

民間団体や協会等では、砂浜ドライブのみならず、ツーリングイベントやサンドアート等の様々なイベントを実施しています。



民間団体や協会による様々なイベント

（出典）羽咋市提供

海岸付近には、レストハウスや道の駅が情報発信拠点として整備され、令和 3 年度にはレストハウスがリニューアル、また道の駅では、近年のキャンプやくるま旅、車中泊のニーズから RV パークが整備されています。



海岸付近に整備された施設

さらに、千里浜観光交流促進団体による「チリハマルプロジェクト」が始動し、千里浜の魅力を伝えるプロモーション動画なども制作されており、羽咋市だけでなく様々な関係者が千里浜の魅力を発信するようになっています。

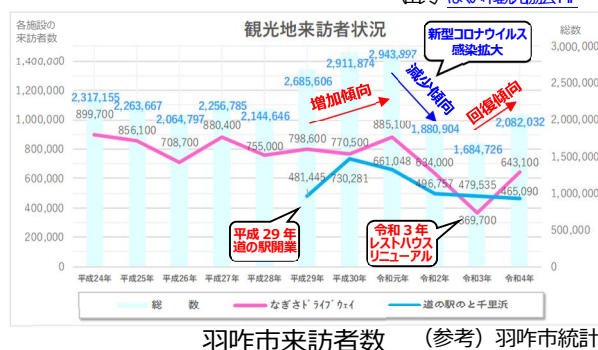


チリハマルプロジェクト Official movie 2023

（出典）はくせ観光協会HP

■ 千里浜の魅力を柱に背後地の賑わい創出へ

広報や拠点整備の効果もあり、平成 28 年から令和元年に掛けて羽咋市の来訪者数が増加しています。また、観光客の受け入れ基盤の更なる充実化を目指し、羽咋市では、新たな観光ホテルの整備や商業施設の誘致等、千里浜から羽咋市全体への賑わい創出に繋げる取組を続けています。



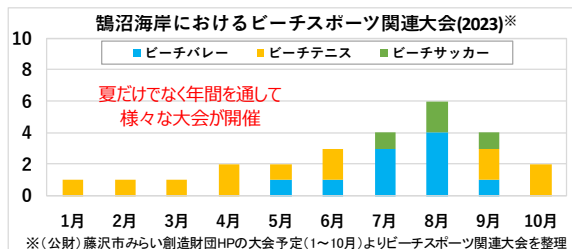
参考事例：ビーチスポーツによる海岸利用の促進

ビーチスポーツ（ビーチバレーボール、ビーチテニス、ビーチサッカー、トライアスロン、サーフィン等）に着目した海岸利用の促進により、年間を通じた地域の活性化に繋がっています。

■ビーチバレーボール・ビーチテニス・ビーチサッカー（藤沢市の事例）

鵠沼海岸では、日本ビーチバレー発祥の地であることを活かし、藤沢市が平成7年に常設コートを整備することで、通年利用が実現しています。

ビギナーでも参加できる大会から、日本最大規模のビーチバレー大会「ビーチバレージャパン」まで様々な大会が年間を通じて催されています。



(出典) 公益財団法人藤沢市みらい創造財団HP



(提供) 公益財団法人日本バレーボール協会



(提供) 一般社団法人日本ビーチテニス連盟

■ビーチアルティメット（和歌山県の事例）

日本フライングディスク協会は、「75m×25m」のフィールドを複数確保できるビーチに着目し、地元自治体と「スポーツを通じた地域振興に関する協定」を締結し、令和元年には国際大会を開催し、その経済効果は約16億円と試算されています。また、令和6年にも国際大会誘致に成功し、国内外をターゲットとした海岸利活用が進んでいます。



(出典) 一般社団法人日本フライングディスク協会HP

■ビーチを活用した地域振興の取組

NPO法人日本ビーチ文化振興協会では、ビーチ・マリンスポーツの機運と認知度アップを推進するため、ビーチスポーツの国際大会の招致を目指しています。（ビーチゲームズ日本招致プロジェクト※）活動の一環として「ジャパンビーチゲームズ®」、「ジャパンビーチゲームズ®フェスティバル」を各地で開催し、ビーチスポーツの地域への普及により、通年の賑わい創出・ビーチの国際化に貢献する取組を行っています。

※ビーチゲームズ日本招致プロジェクトとは…

ビーチ・マリンスポーツの国際大会であるワールド・アジアビーチゲームズを招致し、機運を高めるプロジェクト。平成20年に第1回アジアビーチゲームズ（主催：アジアオリンピック評議会（OCA））がインドネシア・バリにて開催。その後、令和元年に第1回ワールドビーチゲームズ（主催：国内オリンピック委員会連合（ANOC））がカタルドールにて開催。



(出典) NPO法人日本ビーチ文化振興協会HP

■キッチンカー等によるさらなる賑わいづくり

ビーチスポーツイベントに合わせてキッチンカーや飲食店を出店することにより、さらなる賑わいの空間を創出の工夫も行われています。



すまいる食堂（ジャパンビーチゲームズ®須磨2023）

2.1.2 仲間や協力者を探す

海岸を利用したい、活用したいと考える民間事業者等は、海岸の利活用を一緒に取り組む「仲間」として巻き込むことで、活動の大きな推進力となります。活動に必要となる存在であるため、企画発案の早い段階から探することが鍵になります。また、一緒に活動する仲間だけでなく、活動の協力者を探すことが有効となります。

一緒に活動する仲間を探す

仲間探しは、企画発案の早い段階から始めましょう。地域内だけでなく、地域外の人たちにも広く協力を呼び掛けると仲間が集まりやすくなります。

活動のビジョン（目標）やベクトル（方向性）を作成して明確に提示すること、また、具体的な活動内容や実績を提示することで、同じ志を持った人たちが集まりやすくなります。

SNS を活用して、活動のビジョンやベクトルを情報発信するとともに、関係者や興味を持った人たちが情報を共有する場所を作ること、仲間が集まりやすくなります。

海岸利用者の声

海岸の利活用を実施する場合には、一緒に活動する仲間集めが必要です。

実際に活動している人たちは、以下のような工夫をしています。一人でできる活動は限られています。仲間を増やすことが、海岸利活用の活動の充実につながります。

- 一軒一軒飲食店を歩いて「一緒に何かやりませんか」と話をして回った。
- 自分たちが目指している活動の目標を明確にするため、団体立ち上げのメンバーを含めて、最初にビジョンを作った。

活動の協力者を探す

協力者探しは、企画の早い段階から始めましょう。地元自治体等に相談しながら、関係者に声掛けをして協力者になってもらえるように要請しておくことが望めます。

また、日頃から活動状況や活動記録を SNS に投稿することで、活動の趣旨等に賛同した仲間が増えるきっかけとなり、活動の協力者の獲得につながります。

海岸利用者の声

海岸の利活用を実施する場合には、一緒に活動する仲間集めのほか、協力者を探ることが大切です。

実際に活動している人たちからは、以下のような声があります。早い段階から協力者を探しておくことが、海岸利活用の活動を円滑に進めることにつながります。

- 役場やキャンプ関係者などに声掛けと協力を要請して実現した。
- 企画の初期段階から役場にいろいろ相談し、仲間を集めながら行った。
- 今後一緒に活動していく上で、齟齬が生じてしまうと思い、最初にビジョンを決めた。

参考事例：サンデーマーケットの開催案内

茨城県ひたちなか市の阿字ヶ浦海岸で開催された「イバフォルニア・マーケット」の開催案内です。このマーケットは、「イバフォルニア・マーケット実行委員会」が主催で、ひたちなか市が後援となり、海水浴場の砂浜で定期的で開催され、人気の高いイベントです。

「イバフォルニア・プロジェクト」が中心となって、年間を通して様々な活動を実施しています。



(出典) Facebook/イバフォルニア・プロジェクト
阿字ヶ浦チーム

マーケット開催案内の作成例

2.1.3 アイデアを膨らませる

海岸は、従来、春先の潮干狩りや夏場の海水浴としての利用が主で、それ以外の利用は、サーフィン等の利用などに限られてきました。そのような中で、新たな海岸の魅力に着目し、季節に応じた海岸利用のアイデアを仲間とともに膨らませることが大切です。

イベント内容の多様化

海岸の利用時期は、春先から初夏、秋など穏やかな天気の時利用するだけでなく、冬でも色々なイベントなどに取り組んでいるところがあります。

今まで海にあまり来ない人たちをターゲットにしたり、海水浴のように道具を持たずに、気軽に海岸を訪れる利用も模索されています。

例えば、次のようなイベントがあります。

- ・海のイルミネーション
- ・砂浜図書館
- ・スカイランタン など

海岸利用者の声

海岸の利活用を継続的に実施し、参加者を増やす場合には、イベント内容の充実が不可欠です。

実際に活動している人は、以下のようにイベント開催時期等の工夫や悩みがあります。アイデアを膨らませ、イベント内容を多様化していくことが、海岸利活用の活性化につながります。

- 海岸の繁忙期（潮干狩りの5月、海水浴の7・8月）や週末以外に、賑わいをテーマにイベントを企画した。
- ビーチサウナ（イベント）は、真冬でも海に入れるので冬のコンテンツとして育てていこうとしている。

新しい視点からの発想

海岸でのイベント内容が毎年、画一化し、更新が図られないことが海岸利用の課題となっています。地域以外の人たちが参画する場合、その地域の知らなかった魅力の発掘や新たな企画などに期待ができます。地域外からの人たちを呼び込むため、それぞれの海岸やまちの現在の魅力などを広く発信することが大事です。

海岸利用者の声

海岸の利活用を継続して実施する場合には、アイデアがマンネリ化しやすいため、新しい視点から発想することが不可欠です。

実際に活動している人たちからは、以下のような工夫と悩みがあります。地域内外の様々な年代の人たちの声を取り入れることが、海岸利活用の活性化につながります。

- 海岸を利用するイベントの内容を新しいものに更新することが難しい。
- 面白いこと、新しいことが生まれることを期待して、地元外からの参加者を募集したワークショップを企画提案し、開催した。
- 活動メンバーがチームのようになってしまって、新規メンバーが入りづらくなっている。



ビーチでのテントサウナ

参考事例：河川空間のオープン化活用事例集

国土交通省水管理・国土保全局では、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も河川敷地で営業活動を行うことができる「河川空間のオープン化」をスタートしました。

また、全国における様々な河川空間のオープン化の取組みを普及し、地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体による河川敷地の一層の活用に資することを目的として「河川空間のオープン化活用事例集」を発行しています。海岸と同じ水辺空間の活用事例として、新たな海岸利用の企画発案において参考になります。

令和4年8月
河川空間の
オープン化
活用事例集
国土交通省
水管理・国土保全局

74. 路上TOWNMARKET
(滋賀県大津市・琵琶湖)

68. 乙川リバーフロントQUAWA戦略地区
(愛知県岡崎市・乙川)

6. 砂川オアシスパーク(砂川治水地)
(北海道砂川市・砂川川)

8. 長井ダム及びダム周辺地区
(山形県長井市・曹田川)

106. 竜門ダムキャンプ場
(熊本県菊池市・迫間川)

39. 区立大崎橋広場、区立五島田ふれあい水辺広場
(東京都品川区・品川川)

Let's enjoy riverside life!

※本資料は、国土交通省ホームページ上で公表しております。
ホーム>>政策・仕事>>水管理・国土保全>>利用>>河川敷地占用について
(問い合わせ窓口)
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 企画係
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

9. 宮城県名取市（一級河川 名取川）

区域名称	開上かわまちづくり
概要	水辺のあるまちの特徴を活かし水辺空間と一体となった賑わいのあるまちづくりを実現するため、民間事業者と連携し、名取川河口部の良好な景観を活かし、観光振興による地域活性化を図り、さらなる水辺の賑わいを創出する。
河川管理者	東北地方整備局長
水系名・河川名	1級・名取川水系・名取川
指定範囲	名取市開上柳原下地先～開上2丁目地先
指定日	R3.3.18
占用主体	名取市長
占用施設	名取川右岸河川敷及び河川敷と一体となす船着場等
合意方法	開上地区まちづくり協議会
許可期間	10年
関連URL	名取市観光物産協会HP https://www.kankou.or.jp/news/8058 かわまちてらす開上HP https://kawamachi-terasu.jp/

位置

水辺の様子

河川空間の利用の様子

水辺のオープンカフェ SUPを体験、川遊びを満喫する子供たち 周辺船運航状況

事業スキーム

河川管理者（仙台河川国道事務所）
↓ 許可申請
↓ 占用許可
↓ 占拠玉保（名取市保）
↓ 施設使用契約
事業者（施設使用者）

市地より「開上かわまちてらす」の保全と活用のための連携
協議相手、事業団体、行政（名取市）、河川管理者

利用者数

かわまちてらす開上（商業施設）来客者数（千人）

R元年度	R2年度	R3年度
429	475	433

効果と今後の展開

- 河川空間を活かした賑わいの拠点が創出されたことにより、交流人口が拡大し、魅力あるまちづくりに寄与。
- 水辺を地域の資源として十分活用し、各事業及び事業間の連携により、さらなる開上地区の観光振興そして地域活性化を図る。

（出典）国土交通省水管理・国土保全局「河川空間のオープン化活用事例集」
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_2208.pdf

2.1.4 資金を確保する

活動内容、活動主体等に応じて様々な財源確保、資金調達の方法があります。参加料金で回収することは基本ですが、公的資金を活用する場合は、補助金、実行委員会の負担金などの形式があります。民間資金を活用する方法としては、参加者負担金、クラウドファンディングなどの方法があります。

公的資金等の活用

自治体によっては、海岸利活用の活動に対し、補助金を出している事例があります。また、活動主体を実行委員会形式とすることにより、自治体の負担金として、公的資金を活用している事例があります。

海岸の利活用に対し、助成を行っている財団もあることから、そのような資金を活用する方法もあります。

海岸利用者の声

海岸の利活用を実施する場合には、活動資金を確保することが不可欠です。

実際に活動している人たちからは、以下のような声があります。地元自治体からの補助金や財団法人からの助成金等を活用することも1つの方法です。

- 儲かる事業ではないので、公共性の観点というか、地域のブランドイメージの一環として、ある程度の負担は覚悟した。
- イベントの採算をとることが難しく、地方自治体からの補助がないと難しい。

クラウドファンディング

クラウドファンディング（Crowdfunding）は、不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指します。

クラウドファンディングを実施する場合、実施主体として、ビジョンの共有、運営の体制、計画の立案が必要となりますが、その議論を経ることにより、組織としての結束が高まった事例があります。

地域への還元

イベントでの商工会の出店や、近傍の温泉施設利用など、地域にお金が還元される仕組みを工夫することにより、活動に対する理解や協力が得やすくなります。

なお、海岸の利活用は、利益を得ることだけではなく、地域のブランドイメージ向上などの多様な効果があります。このため、当該利活用だけの採算性だけではなく、ある程度の負担を覚悟して実施している事例もあります。

海岸の利活用を行う場合、イベントの採算性が課題となることが多くあります。採算性よりも、地域のブランドイメージを向上させることを優先し、海岸でのイベントを実施している団体もあります。

また、仲間や協力者が多くいることは、資金確保に向けても大切です。

適正な料金設定も大事

海岸の利活用は、利益を得ることだけではなく、地域の振興や地域のブランドイメージ向上なども意識することが大事ですが、そればかりが強調され、せっかくイベントを行っても、参加料金を安価にセットし、赤字で終わると資金的にも次のイベントへ繋がられなくなるジレンマを感じている海岸利用者もいます。

決して、海岸で儲けるという意味でなく、実施するイベントとして必要な経費を回収できる料金設定を心がけることも大事です。そして次のイベントへ繋がっていく、持続的な活動としていくことが大事です。

海岸利用者の声

イベントとして必要な経費を回収できる料金設定を心がけることも大事です。実際に活動している人たちからは、以下のような声があります。

- 補助金を使ったイベントでは、“儲けることをメインに考えてはいけない”というところもあり、継続イベントに繋げることが難しいこともあった。
- イベントの予算を組む時は、収入に見合った規模・内容にしている。
- イベント参加者に「来てよかった」と思ってもらえるようなおもてなしのコンテンツを提供するためや、今後のイベントの持続を考えると、参加料金の上限を縛られるようなことがあったら困る。

2.1.5 行政と連携する

海岸の利活用を行う場合に、行政との連携は大切です。関係する行政は、地元自治体、海岸管理者であり、利活用の内容によっては、さらに別の行政とも連携する必要があります。

海岸の利活用を推進するため、海岸を利活用したという想いを大切にして、誠実に対応する必要があります。

地元自治体への相談

住民に一番身近な行政である地元自治体に、まず相談するという事例があります。この段階では、利活用の内容が固まっていない場合もありますが、本ナレッジ集を参考にしつつ、利活用がスムーズに進むように、民間事業者等の想いを聴きながら丁寧に対応してください。

利活用の内容がある程度見えてきたら、他の海岸利用者への影響や地域への影響を考慮し、対策の必要性について話し合う必要があります。

地元自治体と連携した事例として、自治体が管理する土地の活用、備品（テーブル）の貸与、回収したゴミの処分、広報などがあります。

海岸利用者の声

海岸の利活用を円滑に実施する場合には、地元自治体等との連携が不可欠です。

実際に活動している人たちからは、以下のような声があります。地元自治体に早い段階から相談することが、海岸利用の活性化につながります。

- 市役所の経済観光課からは、事前準備の段階から職員の応援協力を得た。また、市の広報でイベントの周知、参加者募集などのPRをさせてもらった。
- まずは地元の商店街、商工会から話をして、次に役場、次に県や国の順に話を聞いていった。

海岸管理者への相談

海岸管理者への相談は、利活用内容が見えてきた段階で行われます。その際、民間事業者等が考えている利活用内容が実施できるように、民間事業者等と話し合いを重ねながら誠実に対応してください。

海岸の状況はそれぞれ異なっていますが、海岸の利活用を推進する観点も含めた対応が必要になります。

連携の方法

行政との連携は、上記のように、海岸を利活用したい人・組織が、地元自治体や海岸管理者へ相談に来ることから始まります。その後、利活用内容によって、実施主体と行政の関係が決まりますが、大規模なイベントは、実行委員会形式として、地元自治体の他、関係する行政機関も参加してもらうことにより、関係者間の合意が得られやすくなります。（P1～P2 参照）

海岸利用者の声

海岸の利活用を円滑に実施する場合には、様々な関係主体と連携することが必要不可欠です。

実際に活動している人たちからは、以下のような声があります。関係者間の合意を得ることが、海岸利活用の活性化につながります。

- 行政との連携がスムーズな事例を見ると、相談の順序として、以下のように行っています。キャンプカーに関するイベントでは、このような順序で調整が行われ、連携が上手くいきました。
地元の商店街→商工会→役場→県や国
- 身近な人から、次第に大きな組織に相談しています。

2.2 計画・実践の段階

計画・実践の段階は、海岸利用の取組みの実施計画を作成し、実践する段階です。

計画・実践の段階では、企画発案の段階で検討した5項目をもとに、主に「**実施計画を立てる**」、「**地元関係者と調整する**」、「**海岸利用の許認可を取得する**」、「**広報する**」が考えられ、これらの項目について支援を行います。

計画・実践の段階では、実施計画の作成において、企画発案の段階からの熟度を高めるために、具体的なイベントや出店の実施方法や実施体制、スケジュール、段取り等を決めていきます。

また、複数の地元関係者との調整、海岸利用の許可の取得、参加者を集める広報活動など、多岐にわたる作業・プロセスが発生するため、必要な項目ごとに実践に向けた準備を進めていきます。



「日向波めしフェア 2020」の開催状況

(出典) 日向市 HP より

2.2.1 実施計画を立てる

具体的に海岸で行うイベントの詳細な計画を立てる段階では、具体のイベントや出店の内容、スケジュールや運営の段取りのほか、地域住民等への説明等を決めていきます。

実施計画策定の留意点

全国の海岸利用の取り組み事例から得られた、海岸利用の実施計画を立案する際の留意点を以下に示します。

- ・ 海岸の魅力（風景、景色、特産物、遊び等）を活かしたイベントであることが望ましい。
- ・ 主催者自身も楽しい、またやろうと思えるイベントにすること。
- ・ あまり忙しくない、無理のない計画にすること。
- ・ 地元の学校や、サークルなどの発表の場として使ってもらえるような企画。
- ・ イベント会場周辺の商店や観光施設などと、お互いの集客効果を高めるように連携していくWin-Win の関係を作っていくこと。
- ・ イベントの開催・中止の判断基準と、伝達方法を決めておくこと。
- ・ 実際にイベントをやってみて発生した課題等は、次に向けた改善点として活かしていくこと。

海岸利用者の声

海岸の利活用を円滑に実施する場合には、事前に実施計画を作成することが大切です。

実際に活動している人は、以下のように工夫しています。様々なアイデアや工夫を凝らした計画を立案することが、海岸利活用の活性化につながります。

- マルシェでは、広い海岸の魅力を活かし、弁当販売をできるだけ避け、ライブ感があり、熱々でその場で提供できるものを販売しようと計画した。
- 海岸のイベントで、3年間コンクールがなく、発表の場所がなかった中学生等がみんなの前で発表する機会をつかった。
- 「主催者側が楽しむイベントじゃないと楽しくない！」というポリシーでイベント計画を作っている。

2.2.2 地元関係者と調整する

海岸利用をするためには、地域に迷惑を及ぼさないように、地域住民への事前説明や、利害関係者への配慮などを適正に行う必要があります。

特に地元でない方が海岸でイベント等を行う場合、地元の情報等も不足すること考えられるため、地元自治体等に相談しながら調整を進めることが有効です。

地元住民の理解

海岸を利用するイベント等を行う場合、地元に渋滞や騒音などの迷惑がかからないようにすることは当然ですが、更に事前に地元住民等への説明を行い、地元の理解を得ることが大切です。

説明方法等は、地元自治体等に相談して対応方法を考えることが大切です。

海岸利用者の声

海岸の利活用を円滑に実施する場合には、地元関係者との調整が必要不可欠です。

実際に活動している人たちは、以下のように工夫しています。地元住民の方々に丁寧に配慮することが、海岸利活用の成功や活性化につながります。

- イベントで音楽を流すときには、地区に回覧をまわすなど、協力を得られるようにした。
- 海水浴場に近い自治会からコロナ禍でのイベント開催へ理解を得るため、自治会の総会前に関係者にイベントへの協力依頼を行った。
- コロナ禍において、市民に納得してもらうために、海岸の駐車場の入り口に検温所を設置し、検問と体温を計りながらイベントを行った。

利害関係者への対応

海岸でのイベントの場合、海水浴シーズンの海の家や、近隣の商店や飲食店の商売へ競合する部分や、漁業等への影響などが想定される場合もあります。

そのような場合は、競合する商品の重複を減らすなどの配慮を行うとともに Win-Win の関係になるような取り組みも考えます。また、日頃からの俗人的なお付き合いも機能しています。

海岸利用者の声

海岸の利活用を円滑に実施する場合には、利害関係者への対応も必要不可欠です。

実際に活動している人は、以下のように取組んでいます。地元の商店街や漁協等の利害関係者への影響に配慮することが、海岸利活用の活性化につながります。

- イベントで商工会の出店や近所の温泉施設の利用など、地域にお金が還元される仕組みを工夫した。
- 漁協とは団体として普段からの付き合いがあり、イベントでも「お互い様」で済む関係である。

地元自治体の応援

前述の『2.1.5 行政と連携する』の『地元自治体との相談』のとおり、海岸利用に関して地元自治体に相談する中で、地元住民や利害関係者への理解を得る範囲や方法等について支援していきます。

海岸の利活用を円滑に実施する場合には、地元自治体の応援も必要です。必要に応じて、地元自治体が地元住民や利害関係者の間に入ることによって、海岸利活用の活性化につながります。

2.2.3 海岸利用の許可を取得する

海岸の利活用を行う場合、海岸管理者の許可を得ることが必要になります。民間事業者等は、許可の取得が初めての場合や経験者であっても不慣れな面があり、丁寧な対応が必要となります。

利活用の内容によっては、海岸管理者以外の許可も必要になります。

海岸管理者の対応

海岸の利活用を推進する観点も含め、丁寧な対応が必要です。

海岸利用者の声

海岸の利活用を実施する場合には、海岸利用の許可手続きが必要です。

実際に活動している人たちからは、以下のような声があります。このような状況から、海岸利用者の様々な問合せに丁寧な対応をすることが、海岸利活用の活性化につながります。

- 必要な手続きが、何を見ればいいのか、どこに何を申請すべきかわからない。
- 海岸を利用するにあたって、必要な許可が何か、どこに行けばいいのか、まとまっていると活動しやすい。
- 砂浜で何をすればいいのか、悪いのか、よく分からない。
- 新設団体であったため、海岸使用許可申請がとりづらいつ感じ、地元の公共性のある協議会と連携して申請し、許可を得た。

民間事業者等にとっては、海岸利活用のハードルは高いと認識されています。

地元自治体の対応

海岸の利活用について、地元自治体が活動主体と海岸管理者との間に入ることによって、スムーズに許可手続きが進んだ事例があります。

利活用の内容等によりますが、特に地域への効果が見込まれる場合には、サポートすることを積極的に検討しましょう。

海岸管理者以外の手続き

海岸の利活用の内容によっては、海岸法以外の手続きが必要な場合があります。以下にその例を示します。

利活用の範囲によって必要となる手続きの例

- ・森林法に基づく許可等（保安林も含めた利活用の場合）
- ・自然公園法に基づく許可等（国定公園も含めた利活用の場合）

利活用の方法によって必要となる手続きの例

- ・食品衛生法に基づく届け出等（食品を扱う場合）

参考事例：関係法令

海岸利用にあたっては、様々な法令が関係します。エリアごとにどのような法令の規制を受けるかを理解した上で、活用の可能性を検討する必要があります。海岸の占用や工作物等の設置などを行う場合は、法令に基づく占用等の許可が必要となる他、地域独自の利用に関するルールが整備されている場合もあります。

主な関係法令

ビーチエリア	主な関係法令	制約例
洋上・海中 Ocean		➢ 商業目的を主とした建築物・工作物を新規に整備することは基本的に困難である ➢ 区域によっては、可能な活動が制限されるケースもある
浅瀬 Shallow water		➢ 商業目的を主とした建築物・工作物を新規に整備することは基本的に困難である ➢ 自治体の条例・ルールによって、可能な活動が制限されるケースもある
砂浜 Coast	国有財産法 海岸法 港湾法・漁業漁場整備法等（位置づけがある場合） 自然公園法（位置づけがある場合） 森林法 建築基準法	➢ 港湾区域、漁港区域の規制（建築物の設置等）を受ける場合もある ➢ 建築物の常設が認められない場合があり、一般的に海の家等は仮設建築物で整備されている ➢ 海水浴場内の利用ルールを定めている自治体が多い
ハーバー Harbor		➢ 港湾区域・臨港地区の指定により、港湾用途以外の利用が不可となるケースがあるため、一般利用者向け施設の設置は困難な場合がある
海岸隣接地 Seaside	都市計画法	➢ 臨港地区、漁港区域の規制（漁港施設の目的以外の建築物の設置等）を受ける場合もある ➢ 海岸側が道路扱いとならないため、主要な出入口を砂浜側に設置することが難しい ➢ 海岸防災林の伐採や改変が制限されるケースがある

（出典）ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集、平成 31 年 3 月国土交通省 観光庁観光資源課

<https://www.mlit.go.jp/common/001279559.pdf>

参考事例：神戸市における海岸利用の工夫

兵庫県神戸市が管理する須磨海岸では、海岸の利用について、神戸市、市民、その他の来訪者や民間事業者等の責務を明らかにすることで利用の適正化を図り、須磨海岸の健全化を推進し、市民をはじめとする海岸利用者が愛着を持ち、安全に安心して須磨海岸を利用することができることを目的として、平成 20 年 4 月に「須磨海岸を守り育てる条例」を施行しました。

海岸利用のルールが条例として明示されたことで、海岸利用者と海岸管理者の双方で海岸利活用の理解が深まり、結果的に海岸の利活用を後押ししています。

	● 音響再生機器、アンプ、スピーカー等の終日使用禁止 許可を得た場合、周囲に迷惑とならない小音量やイヤホン等を使用する場合を除きます。 ※違反者には、20万円以下の罰金が科せられます。 ● 基準値を超える騒音の発生の禁止 基準値 午前9時から午後9時まで：70デシベル 午後9時から翌日の午前9時まで：60デシベル ※違反者には、20万円以下の罰金が科せられます。
	● バーベキュー等、火気を使用する調理器具の使用禁止 ※違反者には、中止又は海岸からの退去を命じます。 ● たき火の禁止、消防法等で規定する危険物の使用禁止 ※違反者には、中止又は海岸からの退去や使用制限を命じます。
	● 花火の禁止 ロケット花火等の爆発音の出る花火や、打ち上げ花火等の火薬の位置が移動する花火については、終日使用を禁止します。ただし、その他の安全な手持ち花火等については、午前6時から午後9時までの間の使用は可能です。 ※違反者には、10万円以下の罰金が科せられます。
	● 海岸を無断で独占使用して、他の者への迷惑となる行為をすることの禁止 具体的には、大型のテントやタープ等で海岸を独占して利用して飲酒を伴うパーティー等を行うことにより、他者に嫌悪を覚えさせると、他者の海岸利用を妨げることは禁止です。 ※違反者には、中止又は海岸からの退去を命じます。
	● 他の者に不安・畏怖・困惑・嫌悪を覚えさせ、他の者の海岸利用を妨げることの禁止 具体的には、入浴中その他これに類する外観を有するものを公衆の目に触れさせることや、粗野又は暴言・脅言・威嚇をすること等は禁止です。 ※違反者には、中止又は海岸からの退去を命じます。
	● 自動車・サンドパギー・125ccを超える二輪車の海岸内への乗入れ及び放置の禁止 市長（海岸管理者）が許可した自動車等については除きます。 ※違反者には、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
	● 海岸の汚損禁止 ※5万円以下の罰金が科せられます。
	● 竹木伐採・植物採取の禁止 ※5万円以下の罰金が科せられます。
	● 喫煙の禁止 ※中止又は退去を命じます 注1
	● もり・やす等の換行禁止 ※中止又は退去を命じます 注2

（出典）神戸市港湾局「須磨海水浴場スマイルビーチプロジェクト」ホームページ <http://smilebeach-kobe.jp/>

参考事例：逗子市による海岸利用の工夫

神奈川県逗子市は、安全で快適な海水浴場を維持しながら地域のにぎわいや魅力を創出することを目的として、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則」を平成26年に制定し、この条例に基づく『逗子海水浴場事業者・利用者ルール』を定めております。神戸市須磨海岸と同様に、海岸利用のルールを明示することにより、利用者間のトラブルを未然に防ぎ、安全で快適な海岸利用の促進に寄与しています。

- I 基本事項
 - 1 目的
 - 2 協議緩傾斜
 - 3 海岸占用・海水浴場開設期間等
 - 4 逗子海水浴場事業者・利用者ルール遵守について
 - 5 組合内におけるルール等の周知徹底について
- II 建築期間及び解体期間
 - 1 建築期間、解体期間
 - 2 海の家緩傾斜及びすべての工事関係者の注意事項
- III 海水浴場の開設
 - 1 海水浴場開設期間
 - 2 開場時間
 - 3 海水浴客の安全・事故防止について
 - 4 海水浴場マナーアップ警備について
- IV 海の家営業に関する注意事項及びルール
 - 1 営業に関する注意事項及びルール
 - 2 海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール
- V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務
 - 1 通報があった際の対応フローチャート
 - 2 通報への対処体制の確立
 - 3 違反行為に対する処分
 - 4 海岸出入通路の管理
 - 5 完了検査
 - 6 組合によるパトロール
 - 7 事故の被害対応
- VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール
 - 1 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール
- VII 関係機関連絡先
- VIII 参考資料

逗子海水浴場事業者・利用者ルールの目次構成

(出典) 2021 年度（令和 3 年度） 逗子市海水浴場事業者・利用者ルール、令和 3 年 5 月、逗子市

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/kaisuiyoku-riyousha-rule.html>

参考事例：逗子市による海岸利用の工夫（続き）

また、逗子市では、このルールを海岸利用者に周知徹底するために「ルールブック」を作成し、現地での配布やホームページ等での普及を図っています。

[illegible][illegible]

逗子 海・浜のルールブック

(出典) 逗子 海・浜のルールブック、令和4年、逗子市

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/hama.html>

2.2.4 広報する

海岸の利活用について、情報をタイミング良く効果的に発信することにより、参加者を広く集めることが可能となります。

さらに、新たな海岸の利活用のアイデアを発信することで、今まで海岸に興味が無い人たちを海岸に呼び込むことが可能になります。

広報の方法

広報の方法として、SNS のほか、ケーブルテレビ、チラシの回覧、学校訪問など多くの方法があり、利活用の内容、想定される参加者、地域の実情を踏まえた広報手段を選択する必要があります。

行政と連携した広報

地元自治体の施設や広報紙で、利活用の周知、参加者の募集をしている事例や、町のイベント情報として PR している事例があります。

このような活動主体と地元自治体との連携事例は、広報として情報が周知されることの他、地元が一体となって実施していることを感じられます。



海岸にあまり来ない人をターゲットにした
大洗海岸で開催された砂浜図書館（令和3年10月16日開催）

参考事例：大洗サンビーチ津波避難施設での天体観測会

大洗サンビーチの津波避難施設を活用して、天体観測会を開催しました。当日は約400年ぶりと言われる木星と土星の大接近を観ることができました。

開催報告

波音と星空 ～ビーチセンターde天体観測会～



令和2年12月19日（土）に、大洗サンビーチ津波避難施設（茨城県東茨城郡大洗町）にて「波音と星空～ビーチセンターde天体観測会～」を開催しました。津波避難施設の新たな活用を目指して企画された本行事は、新型コロナウイルス感染防止に配慮して小規模での開催となりましたが、茨城県内各地より定員に迫る17名のご参加をいただきました。

星空案内人の阿久津講師、増子講師による惑星接近のしくみ、星座の由来や日本人の生活と星の関わりについての座学と天体観測を実施しました。天候にも恵まれ、木星と土星の接近、月、アンドロメダ銀河、オリオン星雲を順に観ることができました。望遠鏡での観測は初めての人の方が大半で、参加者からは「非常に貴重な体験となった」、「ぜひ季節ごとに定期開催して欲しい」との声が寄せられました。

星空案内人

講師 阿久津 富夫さん

（アマチュア惑星観測家）

講師補助 増子 光昭さん

（星のソムリエ®）

プログラム

16:30-16:40 開会、講師のご紹介

16:40-16:50 室内での天体講座

16:50-17:20 屋外での天体観測

17:20-18:00 室内での天体講座

18:00-18:40 屋外での天体観測

18:40-19:00 津波避難施設紹介、
閉会



講師による天体講座



当日撮影された木星と土星の接近

提供：阿久津富夫氏



木星と土星の接近を観測



記念撮影

提供：阿久津富夫氏

（主催：夢town 大洗スポーツクラブ、公益財団法人リバーフロント研究所）

2.3 振り返りの段階

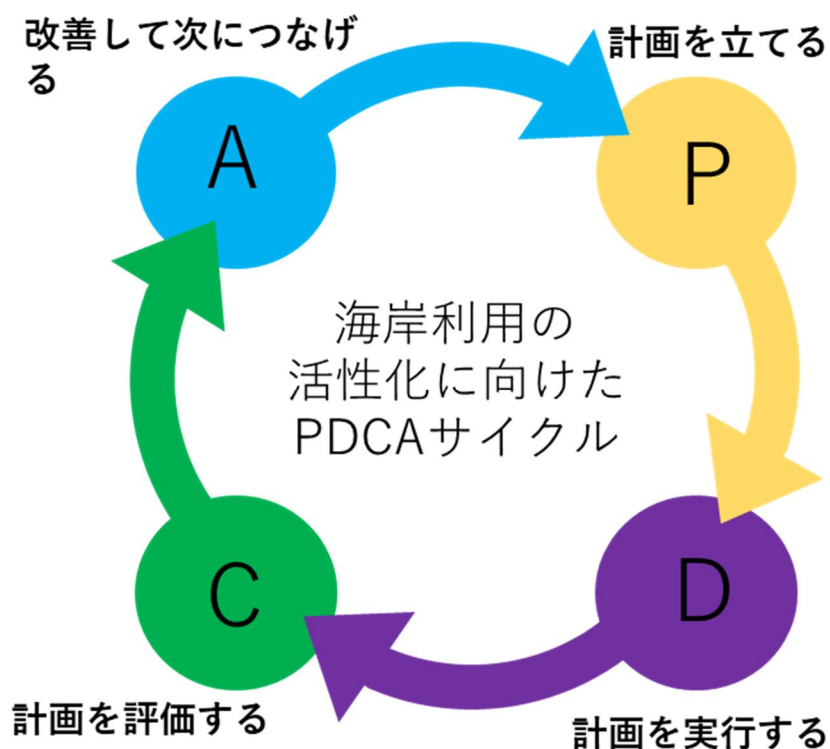
振り返りの段階は、海岸利用の取組みを実践後、関係者で活動を振り返える段階です。

振り返りの段階では、計画・実践の段階で検討した4項目を踏まえて、主に「**担い手を育成する**」が考えられるので、これらの項目について支援を行います。

実践した活動全体を振り返り、今後の取組みに繋がられるように、反省点及び改善点を整理します。次回の活動の企画発案、実施計画の作成及び実践に反映します。

「企画発案の段階」→「計画・実践の段階」→「振り返りの段階」の一連の流れでPDCAサイクルを回して活動内容を改善しながら、民間事業者等、地元行政、海岸管理者等の関係主体が協力・連携することが望めます。

さらに、活動の範囲や規模を拡げてスパイラルアップしながら、関係主体が一体となって地域活性化を図る仕組みづくりが望めます。



2.3.1 担い手を育成する

海岸利用者の声として、活動を持続的に発展させていく上での課題に「後継者の育成」をあげる団体が少なくありません。海岸利用に際しては、小さな取組からはじめながらも一過性のイベントに終始させることなく、新たな人材を地元の内外から巻き込みながら、地域づくりへとつなげていくことが大切となります。

地元外の人や若者を巻き込む

地域を盛り上げようと地元の仲間とともに、海岸を利用した活動に奮闘する過程では、大変な苦労に直面すること多いですが、同時にたくさんのやりがいや達成感を仲間と共有できる喜びもあります。しかし、長く続ける中では、メンバーの固定化や高齢化などにより活動が閉鎖的、閉塞的になるケースもよく聞きます。

海岸の利活用の持続的な発展に向けては、新たな仲間を巻き込み活動をスパイラルアップしていく工夫が大切であり、活動に新たなエネルギーを取り込む上で、「地元外の人」や「若者」を意識した呼びかけやイベントの開催などが効果的です。

海岸利用者の声

海岸の利活用を継続して実施する場合には、人材育成が必要不可欠です。

実際に活動している人は、以下のように工夫しています。

- 後進育成の面で若者を巻き込んでいる。
- イベントは継続していきたいが、一番のネックはその収益性とスタッフの確保が課題。
- 次世代のプレーヤー探し、プレーヤーづくりという部分を、力を入れて取組んでいる。
- 同じ志を持つ若手を探して、その人を後ろからみんなでバックアップして、「自分が動けば、これだけ実績を作れるんだ」といった体験をしてもらうような取組みをしていこうと話合っている。

参考事例：『Create Owarai-笑顔をつくる遊び創りワークショップ』

『Create Owarai-笑顔をつくる遊び創りワークショップ』は、大洗町の観光産業における課題を解決していく共創型プログラムです。現地コーディネーターや講師陣のサポートとともに、地域内外の参加者が3つのテーマごとにチームに分かれて、知恵を出し合い、大洗の魅力を活かしたイベントを企画・実施する実践型ワークショップです。



「酒蔵」「砂浜」「キャンプ場」がテーマです。

酒蔵・砂浜・キャンプ場という3つのテーマを軸に、
あなたならではの視点とアイデアで大洗の新しいコンテンツを作りあげましょう！
もちろん、各テーマオーナーやコーディネーターがしっかりサポートするのでご安心を。



酒蔵

“大洗における
「夜の楽しみ方」を創る”



Theme owner
大里夫妻
〈古川酒造店担当オーナー〉



砂浜

“通年楽しめる
「ビーチの楽しみ方」を創る”



Theme owner
小野瀬とき子さん
〈大洗サンビーチ担当オーナー〉



キャンプ場

“大洗らしいアウトドア”
の楽しみ方を創る”



Theme owner
光又新二さん
〈大洗キャンプ場担当オーナー〉

[Coordinator] 大洗町役場、大洗観光協会、大洗町地域おこし協力隊 [SP supporter] 大洗カオス

「Create Owarai ～大洗町で笑顔をつくる遊び創りワークショップ～」の参加者募集（茨城県大洗町）

（出典）一般社団法人大洗町観光協会 HP「よかつ大洗」 <https://www.owarai-info.jp/>

3. 海岸利用の仕組みと手続き

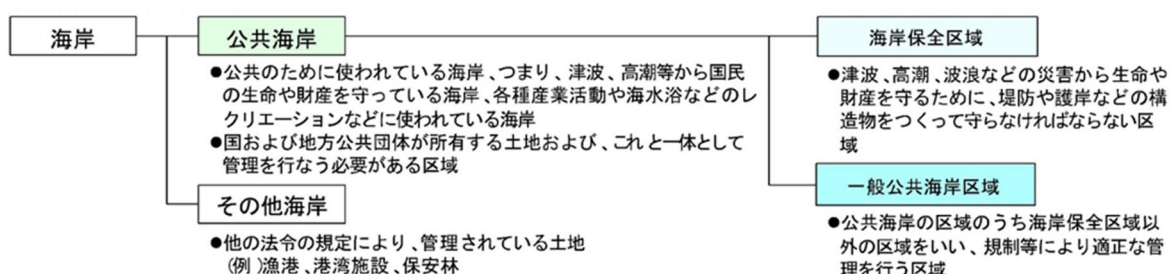
3.1 海岸利用にあたって知っておきたい法律(海岸法)

海岸利用は海岸法を遵守することが前提となることを海岸利用者に分かりやすく伝えることが大切です。この海岸法は、津波、高潮、波浪や海岸の浸食や地盤の変動などの被害から海岸を守るとともに、海岸環境の整備と保全、人々が海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全を図ることを目的に制定されています。

3.1.1 海岸法の適用範囲

海岸の区分

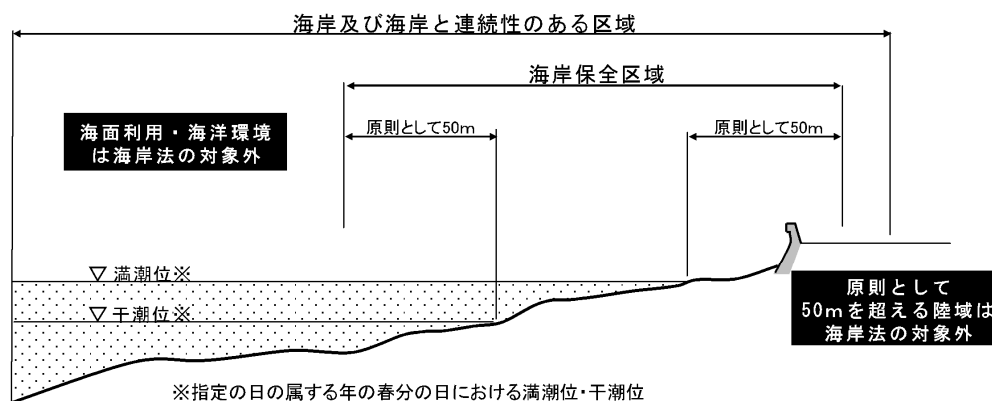
海岸法における海岸の区分には、4つの区分があります。まず「公共海岸」と「その他海岸」の大きな区分があります。さらに「公共海岸」は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」の2つに区分されています。



海岸法の適用範囲

海岸法の適用範囲は、以下の図表の通りです。

海岸法の適用範囲

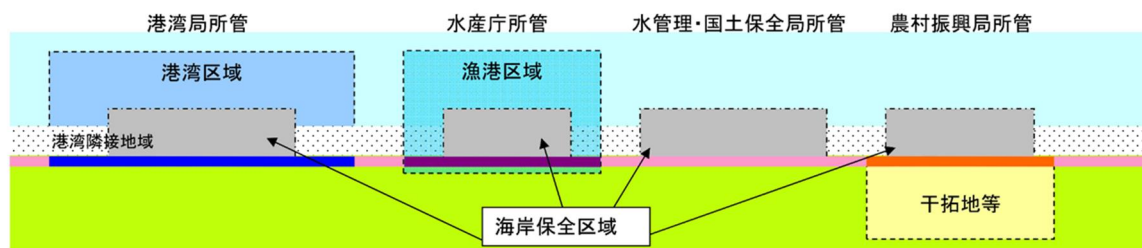


出典：第1回 海岸管理のあり方検討委員会資料

3.1.2 海岸管理者

海岸関係省庁の所管

海岸法による海岸保全区域は、周辺の地域特性によって、所管する省庁が異なります。関係省庁が分担して所管しています。



※ 海岸保全区域以外は一般公共海岸区域



海岸に隣接する農地



漁業を支える漁港



砂浜海岸



国際・国内物流を支える港湾

出典：第1回 海岸管理のあり方検討委員会資料

海岸管理者

・公共海岸（海岸保全区域及び一般公共海岸区域）の海岸管理者は、当該海岸のある地域を統括する都道府県知事になることが基本です。

⇒実務的には、土木事務所等

・特に市町村長が管理することが適当であると認められる公共海岸で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸のある市町村の長が海岸管理者になることがあります。

⇒実務的には、市役所や町村役場

・また、前述の規定にかかわらず、海岸と港湾区域や漁港区域等が重複しているときは、その重複する部分については、当該港湾区域や漁港等の管理者である地方公共団体の長が海岸管理者となります。

⇒実務的には、港湾事務所や漁港事務所等

3.1.3 海岸の占用及び制限行為に関する規定

海岸法の規定

海岸法では、以下の行為について許可等の規定があります。

①海岸の占用許可（法第7条、37条の四）

公共海岸内に施設、又は工作物を設置して占用するためには許可が必要です。

②海岸における行為の制限1（法第8条、37条の五）

公共海岸内において、土石の採取、及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合、並びに施設等を新設、改築する場合には許可が必要です。

許可行為等の対象となる具体のエリアや区域については以下の表の通りです。

占用等許可の例	海岸線の種類		
	海岸保全区域 (港湾区域・漁港区域含む)	一般公共海岸区域	その他の海岸
水域	➤水面/海底の占用許可 →国有財産法による制限（許可は都道府県知事等） ➤工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※1	➤水面/海底の占用許可 →国有財産法による制限（許可は都道府県知事等） ➤工作物設置等の行為許可 →なし	
	➤水面の埋立等の許可 →自然公園法等による制限		
陸域	➤土地の占用許可（民地を除く） →海岸法による制限（許可は都道府県知事等） ➤工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※1	➤土地の占用許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等） ➤工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※2	➤土地の占用許可 →なし ➤工作物設置等の行為許可 →なし（民民契約等による）
	➤工作物（住宅、道路等）の新築、改築、増築の許可 →自然公園法等による制限 ➤土地形質の変更等の許可 →自然公園法等による制限 ➤用途制限等 →都市計画法、建築基準法、都市公園法等による制限		

※1 港湾区域は港湾法による許可（海岸法不要）、漁港区域は漁港法による許可+海岸法による許可が必要となる

※2 陸域に恒久的な施設を設置しても海岸の保全に支障を生じない場合には、公共用財産の用途廃止を行い土地を払い下げることも可能

（出典）ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集、平成31年3月国土交通省 観光庁観光資源課

また、海岸法では、以下の行為について禁止されています。

海岸における行為の制限2（法第八条の二、三十七条の六）

公共海岸内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- ・海岸保全施設を損傷したり、汚したりすること。
- ・油などの物質により海岸を汚すこと。
- ・海岸内に自動車、船舶等を入れ、又は放置すること。

【参考：海岸法の抜粋】

海岸法
（海岸保全区域の占用） 第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。
（海岸保全区域における行為の制限） 第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 - 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。 - 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 - 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。 第八条の二 何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 - 一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。 - 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものと主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。 - 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。 - 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
（一般公共海岸区域の占用） 第三十七条の四 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域（水面を除く。）内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。
（一般公共海岸区域における行為の制限） 第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。<u>ただし、政令で定める行為については、この限りではない。</u> - 一 土石を採取すること。 - 二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。 - 三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。
第三十七条の六 何人も、一般公共海岸区域（第二号から第四号までにあつては、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

海岸法

- 一 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
 - 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
 - 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
- 3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。

一時使用届

各海岸の海岸管理者は、海岸の適切な利用や海岸管理を行うために、上記の行為等の許可以外についても、海岸利用に際して、『一時使用届』の提出を求める取組を行っています。

各海岸によって、地域の利用状況や海岸特性を踏まえた内容となるため、内容は異なりますが、以下のような利用について対象としている例があります。

花火大会、工事の仮設物の設置、イベント、各種訓練、テレビ・映画等の撮影、どんど焼き、ドローン飛行等

海岸一時使用届		注意事項チェック表																															
土木事務所長 殿 (届出者) 住 所 氏 名 T E L 次のとおり海岸を使用したいので届け出ます。なお、使用に際しては、土木事務所からの注意事項を守ります。 1 使用場所 2 使用目的 3 使用日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 4 使用人数 5 使用責任者 住 所 氏 名 T E L 6 添付書類 (必須) 注意事項チェック表、案内図 ※その他必要に応じて図面等を添付してください。 7 備 考		海岸を使用される場合の注意事項 (すべての項目を守ってください。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故防止の徹底を図ります。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>公共施設及び海岸植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>酒等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>直火は使用しません(バーベキュー等台の上での使用は可能です。)</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間22時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけないで行います。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>使用後は必ず原状に回復します。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>		項目	チェック欄	事故防止の徹底を図ります。	☐	他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	☐	現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。	☐	必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。	☐	自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。	☐	公共施設及び海岸植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。	☐	酒等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。	☐	直火は使用しません(バーベキュー等台の上での使用は可能です。)	☐	騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間22時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)	☐	撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけないで行います。	☐	ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。	☐	使用後は必ず原状に回復します。	☐	万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。	☐	土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。	☐
項目	チェック欄																																
事故防止の徹底を図ります。	☐																																
他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	☐																																
現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。	☐																																
必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。	☐																																
自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。	☐																																
公共施設及び海岸植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。	☐																																
酒等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。	☐																																
直火は使用しません(バーベキュー等台の上での使用は可能です。)	☐																																
騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間22時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)	☐																																
撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけないで行います。	☐																																
ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。	☐																																
使用後は必ず原状に回復します。	☐																																
万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。	☐																																
土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。	☐																																

一時使用届の事例

(出典) 神奈川県 HP 「【海岸】申請様式ダウンロード」より「海岸一時使用届」を一部編集

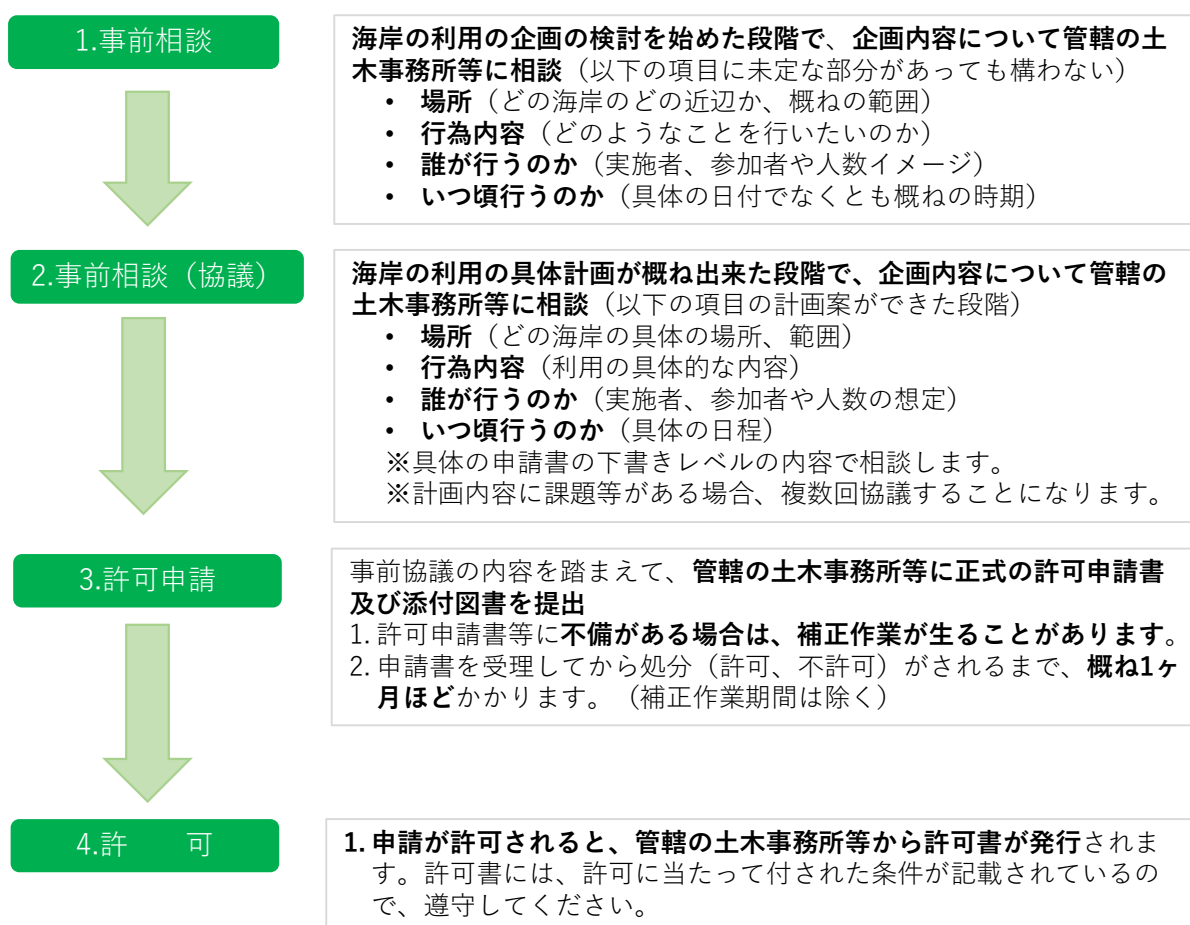
3.2 海岸利用に必要な手続きの概要

3.2.1 海岸占用許可申請等の流れ

「海岸を利用したいが、どこに相談してよいのか分からない」という声をこれまで多く寄せられています。そこで、まずは当該海岸を管理している土木事務所等を探す場合には、都道府県の海岸担当課、市役所、町村役場が相談窓口となることを伝えましょう。

また、海岸利用に際してどのような手続きが必要となるかについても以下の流れを参考に助言することが海岸利用者の理解を促すためには効果的です。

海岸利用の占用許可手続の流れ

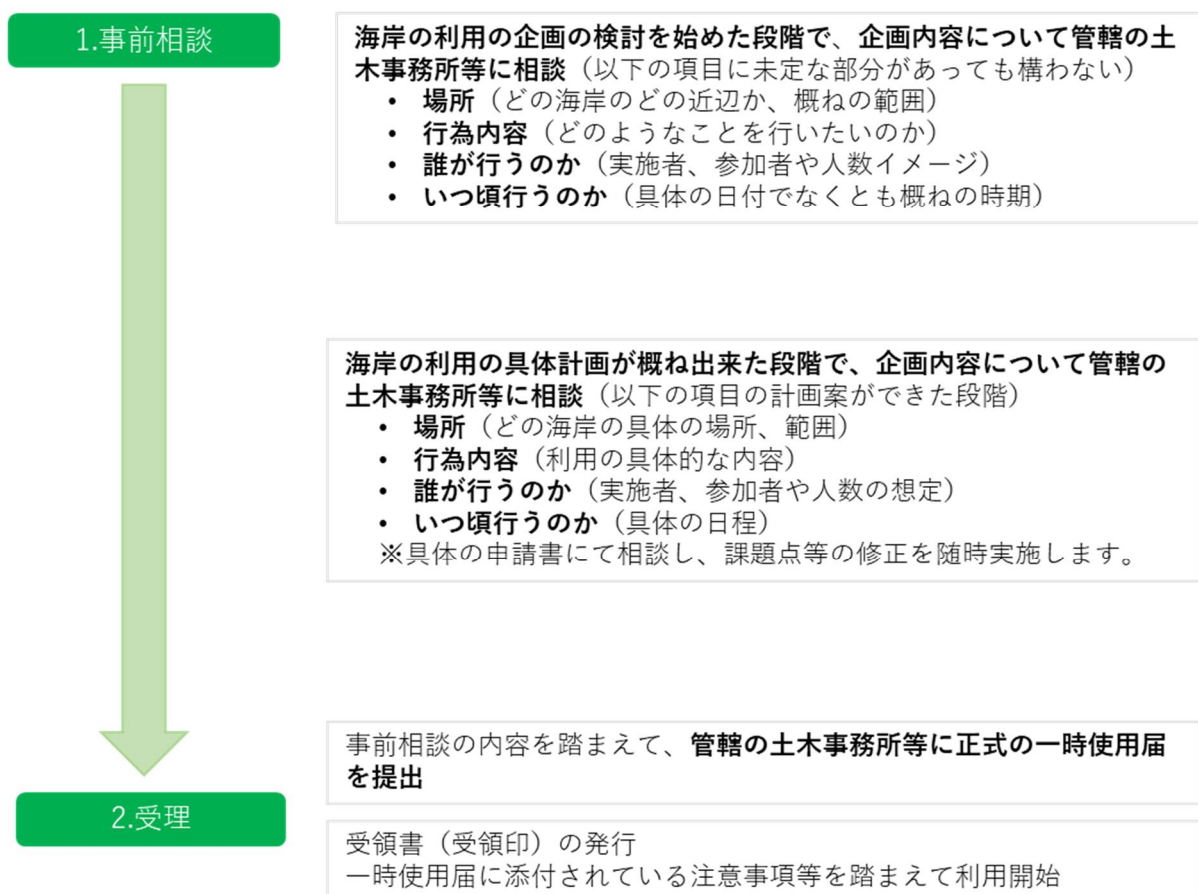


海岸利用に関わる手続きの一般的な流れ

3.2.2 一時使用届の流れ

海岸利用に関して、一時使用届の申請等を行う場合は、海岸の利用内容が一時使用届の提出で良いか、海岸法の許可行為になるか等の判断が伴うため、まずは土木事務所等へ相談することから始まります。一時使用届の届け出までの一般的な手続きの流れを以下に示します。

海岸利用の一時使用届手続の流れ



一時使用届の届け出に関わる手続きの一般的な流れ

3.3 海岸協力団体制度

「海岸協力団体制度」は、平成 26 年 6 月に公布された「海岸法の一部を改正する法律」において、創設された制度です。

海岸協力団体は、海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行ったり、管理に関する情報又は資料を収集及び提供、知識の普及及び啓発を行う団体です。

海岸管理者から海岸協力団体に指定されると、海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可手続きが簡素化されます。また、国や海岸管理者（都道府県等）との情報交換が容易になるとともに、海岸法に位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

海岸利用の活性化に向けて、地域に根ざした活動を促進するために、海岸で活動する団体等へ海岸協力団体の指定を呼び掛けましょう。

詳しくは海岸協力団体のホームページをご確認ください。

■ 海岸協力団体制度について： <https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kyouryoku/>

✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する法人、団体を「海岸協力団体」として指定することにより、団体等の活動の支援を行うものです。
- 「海岸協力団体」の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした活動が促進され、地域の実情に応じた海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸協力団体の活動事例



海岸清掃活動
[新潟県：新潟海岸]



海浜植物の植栽・保護
[富山県：下新川海岸]



環境教育活動
[北海道：胆振海岸]



生物育成環境モニタリング
[兵庫県：東播海岸]



海岸PR活動（水鉄砲大会）
[高知県：高知海岸]

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

海岸において多くの法人、団体が清掃、植樹、環境教育等の様々な活動を自主的に実施

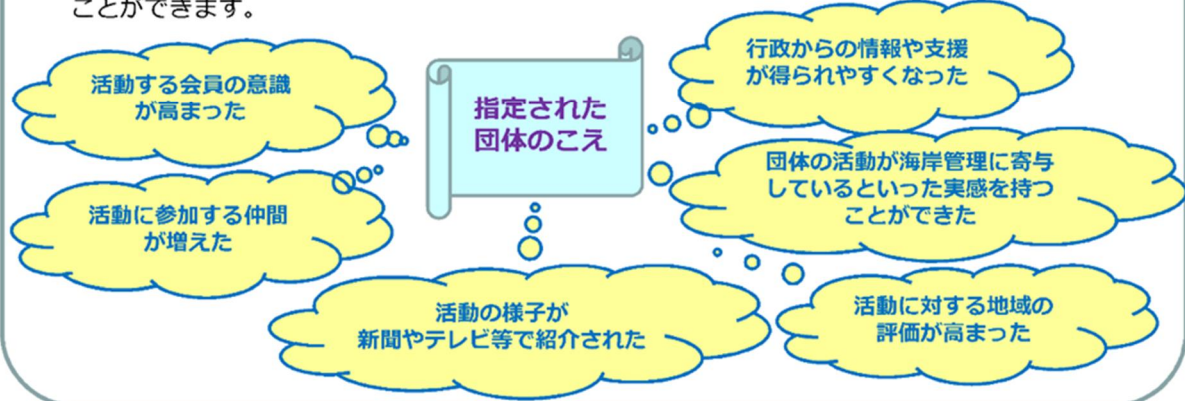
これらの活動は海岸管理の充実に寄与し、海岸管理の担い手として位置付け、海岸管理者が情報提供、技術的支援を行うことにより連携を強化

✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者（都道府県等）との情報交換が容易になるとともに、海岸法に位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることが期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができます。



（出典）国土交通省 HP より

参考事例：海岸クリーンアップ等による地域連携の取組み（胆振海岸）

しらい

白老町環境町民会議の概要



【ヨコス湿原・海岸】

ヨコスとはアイヌ語の「ヨコ・ウシ・トー（獲物を待ち構える・いつもする・沼）」からつけられた名前とする説があります。白老アイヌは海から必要な糧を得ていたが、当時の砂丘と海岸性湿原が残るのはヨコスだけとなっており、象徴空間として保全が重要となっている。

白老町環境町民会議は、白老町の環境保全と創造を目的に平成20年7月に発足しました。

当会議は発足以降、胆振海岸において毎年5月から12月に清掃活動や環境教育、地元小学校が実施する海岸清掃への協力を継続的に取り組んでいます。

平成29年3月に北海道で初となる海岸協力団体にも指定されました。

また、平成30年6月には、北海道では5年ぶりとなる海岸功労者表彰を受賞しました。



海岸功労者表彰（H30.6.25）

①ヨコス海岸クリーンアップ

白老町内の海岸（ヨコス海岸）で毎年清掃活動を実施しています。地元高校生、企業、町職員などが参加し、ごみを回収しています。



清掃活動参加者集合



清掃活動状況

②しらい夏海塾（環境教育）

夏休み期間中に白老町内の小学生を対象に、海を教材として「水環境」について学習する環境教室を開催しています。

海岸を守るお仕事の勉強や海に生息している生き物に触れたり、海岸に漂着したものを集めてアートを作成しています。



海岸を守るお仕事の勉強

流木や貝・石で作られた『フクロウ』のアート



漂着物を集めてアート作成



海の生き物との触れ合い

4. その他

○関係法令

海岸利用に関係する主な法令は以下のとおりです。詳しくはホームページをご確認ください。

主な関係法令

関係法令	ホームページの URL
国有財産法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000073
海岸法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000101
港湾法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000218
漁港漁場整備法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000137
森林法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000249
自然公園法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000161
都市計画法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000100
都市公園法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000079
建築基準法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201
食品衛生法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233

○海岸の利活用促進を目指した提言等

国土交通省では、積極的な海岸の利活用を促進しています。詳しくはホームページをご確認ください。

- ・ 「砂浜の利活用の更なる促進に向けて（提言）」、平成 31 年 3 月、ビーチリゾートの創出に関する技術検討ワーキンググループ

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/beachresoat/>

改訂履歴

Ver1.0 令和4年3月

Ver2.0 令和5年5月

Ver2.1 令和6年10月

海岸利用の活性化に向けたナレッジ集

編 集： 公益財団法人 リバーフロント研究所

発 行： 国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

住 所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電 話： 03-5253-8111（代表）